

---

平成23年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第2日）

平成23年9月7日（水曜日）

---

議事日程（第2号）

平成23年9月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（22名）

1番 山下 秋 則	2番 木 戸 徳 吉	3番 林 茂
4番 大 町 功	5番 今 面 不 悖	6番 森 為 次
7番 川 勝 眞 一	8番 山 下 澄 雄	9番 川 勝 儀 昭
10番 松 尾 武 治	11番 谷 幸	12番 廣 瀬 孝 人
13番 矢 野 康 弘	14番 橋 本 尊 文	15番 森 嘉 三
16番 仲 村 学	17番 村 田 正 夫	18番 仲 絹 枝
19番 高 野 美 好	20番 大 面 一 三	21番 井 尻 治
22番 小 中 昭		

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	局長 補 佐	今 西 均
係 長	西 田 紀 子	主 査	長 野 久 好

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	松 田 清 孝
教 育 長	森 榮 一	総 務 部 長	上 原 文 和
企画政策部長	伊 藤 泰 行	市民福祉部長	山 内 晴 貴
農林商工部長	神 田 衛	土木建築部長	井 上 修 男
上下水道部長	永 塚 則 昭	教 育 次 長	大 野 光 博
会計管理者 兼 出納課長	東 野 裕 和	八 木 支 所 長	川 勝 芳 憲

日吉支所長 榎本泰文 美山支所長 小島和幸  
福祉事務所長 栃下辰夫

---

### 午前10時00分開議

○議長（井尻 治君） それでは皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

それでは日程に入ります。

-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（井尻 治君） 日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、22番、小中昭議員の発言を許します。

小中議員。

○議員（22番 小中 昭君） 改めまして、皆さんおはようございます。議席番号22番、南風クラブの小中昭でございます。議長の許可をいただきましたので、今議会トップバッターとして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、先週末の台風12号は紀伊半島を中心に、河川の氾濫や大規模な土砂災害をはじめ甚大な被害が発生をし、死者、行方不明者が100人を超えるという大災害でございます。お亡くなりになられました方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれました皆さまにお見舞いを申し上げます。本市においては幸いにして、大きな被害もなく安堵しておるところでございます。さらに、東日本大震災は発生からまもなく6ヵ月を経過をしますが、復旧復興は遅々として進んでいない状況ですし、加えて、福島原発事故の収束の目途もたっていないのが現状でございます。原発事故の一日も早い収束をはじめ、今回の震災の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。今回の福島原発の事故を受けて、原子力に代わる水力・火力・風力・地熱やバイオマスエネルギーなど、自然エネルギーによる発電が注目をされており、それらの今後の有効な活用が必要となってまいります。自然エネルギーの活用という観点から、発電ではございませんが、限りのある化石燃料ではなく、本市にある豊富な森林資源を活かすことが必要と考え、質問をさせていただきます。木をくべ、火を焚くということが着実に見直されつつあります。火を焚くことにより山に人が入り、植林から伐採までのサイクルが取り戻され、森が生き返り、地球も元気になるということが、改めて認識されはじめました。木質ペレットは樹皮、おがくず、端材など木質バイオマスを原料につくられた、環境への配慮の高いエネルギーであります。ペレットやチップ、薪などを燃やしたときに排出される二酸化炭素は、その木材が成長過程で吸収

したものであり、大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないといわれております。また、森林の副産物を原料としているため、木質資源の循環利用に貢献することが期待できます。これらのことから、今では多くの自治体が木質ペレットストーブや薪ストーブなどの購入に補助金を出しております。近くの事例を挙げますと、京都市や高槻市などがありますが、ほかにも全国各地の多くの自治体が補助金を出しております。また木質チップの活用の事例を報道で挙げてみますと、京都大学と大阪ガスは、太陽熱をはじめ、北山杉の間伐材でつくった固形燃料、いわゆる木質ペレットをエネルギー源とする空調システムを宇治キャンパスに導入し、低酸素社会の実現に向けた実証実験を国内初の試みとして始めましたとありました。また、三重県と中部電力は、中部電力の碧南火力発電所の使用燃料の一部を三重県産の木質チップに替えるため、10月から試験をはじめます。これに使用する木質チップの8割は間伐材を使用するそうであります。本市においても今年度の当初予算で、美山町の自然文化村の石油ボイラー施設を木質ボイラーに変更するとし、今、事業が進められようとしております。市の88%が森林という本市において、森の恵みの有効活用は欠かすことができないと考えます。木材価格の低迷などにより、間伐材が搬出されることなく山林に放置されている事例を多く見受けられます。これらの資源を有効に活用する必要があると考えます。市長は南丹・京丹波林業振興会の会長でもございます。先の総会では本年度事業として、森林・林業再生プランに関連し、木くずを燃料にしたバイオマスボイラーに関する研究会を行うということが決まったことが新聞報道をされておりました。私は今日まで、森林環境税の早期の導入、クマ剥ぎをはじめとする有害鳥獣問題、カシノナガキクイムシによるナラ枯れや松枯れ問題、台風や雪害による倒木処理の問題など、森林に関する質問をしてまいりました。南丹市は山だけでなく、豊かな自然がございます。再生可能エネルギーの地産地消の取り組みも含め、南丹市が今後どのような形で環境問題に取り組んでいこうとされているかも含め、今こそ、今までにも増して真剣に、森林に目を向けた施策が必要と考えます。本年3月には環境基本計画が策定され、その豊かな再生森プロジェクトで取り組む事項として、地元産材、林産物の利活用の推進の中で、木質ペレットストーブや薪ストーブ、チップボイラーなどの普及促進に努めますとあります。これらの実現のためにも、木質ペレットストーブや薪ストーブ、チップボイラーなどの購入に補助制度の導入が必要と考えます。市長のご所見をお伺いをいたします。

次に、デマンドバスについてお伺いをいたします。本年4月から日吉・美山地域でデマンドバスの試行運転が開始をされ5ヵ月が経過しました。6月の南丹市公共交通会議で4月、5月の利用状況の報告もあり、利用者ゼロの3路線をはじめ、利用者が非常に少ないことが報告され、協議がなされたと聞いております。8月7日付の京都新聞には、デマンドバス、乗客伸びず苦戦と大きく報道されました。よく利用される方に聞くと、非常に便利で助かっていると言っておられる方もありますが、利用者が少ない要因には、やはりお年寄りなどが、デマンドバスの利用方法などが、もう一つ理解されていないの

ではないかと考えます。また電話予約が必要であることなど、利用しにくいのではないかと考えます。さらにまた、予約センターで電話予約を受け付けますが、集落名を言っても理解されなかったといった事例もあったそうであります。8月にまちづくり委員会や振興会連絡協議会が、美山町内のミニデイサービスを中心に聞き取り調査をされたこと聞き及んでおりますが、これらの結果も踏まえた上で、南丹市公共交通会議で検討がされると思っておりますが、先ほど申し上げましたが予約センターの見直しなどをはじめ、思い切った見直しが必要と考えます。例えば、デマンドバスの域からは大きくかけ離れますが、現在のデマンドバス運行ルートにプラスして、市役所の支所やJ A、郵便局、診療所などを経由するなど、現行の幹線を運行している市営バス路線より、より細やかなルートを迂回するなど、大きな変更が必要と考えます。さらにまた、公共交通の部分からは離れますが、昨年の3月議会で私は質問をしましたが、行き先の限定された福祉バスの運行など、福祉的なサイドからのバス運行が必要な時期に来ているのではないかと考えます。地域公共交通会議で検討、見直しがされると思っておりますが、現時点での市長のご所見をお伺いをいたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** おはようございます。それでは、小中議員のご質問にお答えいたします。

まず、第一点目につきまして、間伐材をはじめとする森林資源の有効活用についてとことごとくご質問をいただきました。議員、ご質問の中でもおっしゃっていただきましたように、南丹市の中で面積的にも森林部分が占める割合が非常に高い、こういった中で、やはりこの有効活用、また私はこのことを保全する中で、国土の保全という大変重要な役割を果たしていただいております。こういった大きな存在であるというふうに認識をいたしておるところでございます。そういった中で南丹市の、先ほどお述べいただきました環境基本計画、そして南丹市のバイオマスタウン構想、こういった中にも再生可能エネルギーとしての木質バイオマス、これの活用を大きな重要な柱として掲げておるところでございます。木質バイオマスの活用については議員もご指摘をいただきましたが、林業振興の上からも、また化石燃料からのエネルギー転換によるCO<sub>2</sub>の削減、こういった意味からも大変大きな役割があるというふうに認識をいたしておるところでございます。そういった中で私も南丹・京丹波林業振興会、これも預からさせていただく中で、今年度このチップボイラー等の研究も深めていきたいというふうに思っておりますし、また、これにつきましては美山町の自然文化村の施設を今回、これを導入していくということで、今進めておるところでございます。こういった中で、私も先進的な事例も、さまざまな検討もしておりますけれども、なかなか難しい問題も多々あるというようなことも承知をいたしておるところでございます。そして今、この震災のあとの対応として、国におきまして再生エネルギー、そして、自然エネルギーの活用とい

うことが大きく取り上げられておるところでございます。しかしながら、今これは太陽光とか風力というエネルギーに特化されたものだけが注目を集めておるとというのが、私は大変疑問に思っております。例えば、ただいま申しましたような木質の問題、それから動物糞尿、食品廃棄物といったような活用をする中で、バイオガス・バイオマスというものの活用ということはエネルギーにのみならず、それぞれの課題解決や、また地域社会の振興といった意味、また農業振興等の大変副次的な大きな役割があるということ、私も機会あるごとに、国に対しましても訴えておるところでございます。こういった中で、今、国の制度もこういうようなことをさらに広げていこうという動きがあることは確かでございますし、こういった中で、今ご提言をいただきましたような木質ペレットストーブ、また薪ストーブ、チップボイラーに対する助成制度というの、やはり重要な要素であるというふうには認識しております。しかしながら、今、市の財政厳しき中で、どのような形の施策が実行できるのか、国のエネルギー政策の動向等も考える中で対応を検討してまいりたいというふうに思っております。こういった補助施策につきまして、それぞれ予算化をされて実施をしておるとする市町村もあるわけですが、すぐに予定数をオーバーするというふうなことで、大変混乱をしておるとする事例も聞いておりますので、こういうことも十分検討しながら、ただいま賜りましたご提言を踏まえて、検討していきたいとこのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、デマンドバスの運行でございます。ご質問の中でもございましたように、本年4月から日吉、美山地域での試行運転として実施をさせていただいております。ただ、新聞報道等でありましたように大変乗客数の少ないという現状があります。私どもといたしましては今年度、日吉・美山町で、そして来年度、八木・園部、この地域での試行運転をする中で、よりよいものを本格的実施していきたいという思いで取り組んでおるところでございますが、ご質問の中でもございましたように、一つの原因としてはピーアール不足ではないかというご指摘もいただいております。また、もう一方では、どのような形で利用したらいいのかっていう部分で、改善をすべき点があるというふうに思っております。こういった中では、日吉・美山地域において、南丹市社会福祉協議会の皆さん、また美山町のまちづくりの委員会の皆さん方やご関係の地元の方のご協力をいただく中で、調査を実施させていただいております。こういったことを分析しながら、そして、市民の皆さま方のニーズを勘案しながら内容検討を行っていくと。この調査っていうのもピーアールも兼ねてという部分もございますので、今後、その辺りも十分に検討していきながら、地域公共交通会議においてもご協議を賜りたいというふうに思っております。

また福祉バスの運行というご提言もでございます。今、実施いたしております、22年度から実施したわけでございますけれども、外出支援サービスによる通院のための病院への送迎、これにつきましては、おおむね65歳以上の高齢者、または心身に障害のあ

る方で歩行・移動の困難な方で、公共交通機関を利用できないというふうな形の中で利用させていただいておるんですが、22年度1年間で1万3,000件余りが利用させていただいております。こういった中で、こういった部分というのはそれぞれの方の状況を調査させていただく中で、利用サービス事業の必要性を勘案して、実施の検討をしておるという部分でございますので、これにつきましては、一般施策として拡充することは想定していないわけでございますが、いずれにいたしましても、今、公共交通、また今ございました福祉としてのそれぞれの移動手段、そういったことをそれぞれ勘案する中で、交通網の拡充ということを図っていかなければならないということは確かでございますので、ただいまご提言いただきましたようなことも含めて、今後それぞれ検討を深め、実施をいたしていきたいというふうに考えております。今後とも、また、ご指導や、また、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

小中議員。

**○議員（22番 小中 昭君）** ただいま答弁をいただきましたけれども、財政面の話をされると、もう次の言葉がないわけでございますけれども、今、市長がおっしゃいましたように、本市は八木のバイオエコロジーセンターでのバイオマス発電ということで、先進的な取り組みがされておりますし、太陽光発電の家への取り付けの話につきましては、同僚議員からも6月議会で質問のあったところでございますけれども、南丹市が環境面で目指す基本的な方向を定めるとした環境基本計画がですね、絵に描いた餅にならないようにですね、やっぱりしっかりと、そういった南丹市の特色あるエネルギー、こういったことを活用していただきたい、こんなふうに思っております。豊かな自然を利用した再生可能エネルギーのですね、地産地消の取り組みが先進的な事例として、この山のまちな南丹市からアピールするためにもですね、ぜひともこういった対応をしていただきたい。今後対応していくというような話でございましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、デマンドの関係ですけど、利用が少ないのは、当然、人口も少ないわけですから少ないのは当然でございますけれども、アピールが足りないということは当然でございます。その件については来年度から園部・八木を試行運転がされるわけですので、それまでにですね、美山や日吉の事例をしっかりと検証していただいて、きちっとした対策をしてほしいと思います。

ただ、病院直通のですね、福祉バスの関係について、以前、直接部長にもそういった話をさせていただいたことがございました。京北病院では現在そういった形の直通バスを運行しております。そういった形も一度現地行って検証してもらったらわかっていうような形を部長にもお話しをしてきた経過もあります。これには美山診療所の大きな理解もなければ美山の場合はできないと思います。幸い美山の場合は公共的な病院がほとんどで、個人開業の病院が知井地区に一軒だけということでございますので、個人病院へ

のご迷惑にもならないと思いますので、この福祉バス、もう福祉サイドからのバスの運行というような形で、再度こういった形が今後こういった形で取り組もうとされているのか、この点だけをお伺いしておきます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 今、福祉バスというふうな中での病院へのバスというお話しがございましたが、私はこの点につきましては、先ほど申しましたような外出支援サービスによる通院っていうのは限られた部分しかできません。公共交通の中で、病院経由といたしますか、病院を経て、また病院に向かうというバスがどのような形で組めていくのか、この辺もニーズを含めての対応をしていかなければならないと思っております。ただ、いちばんこれ問題なのが、南丹市の場合スクールバスがまず基本となっておりますというのが実情でございます。また時間的な問題の中で、この辺りがどのような形ができるのか、これが私は、今のご提言にある中で一つクリアしなければならない大きな課題であるというふうに思っております。京北、また綾部においても、このような形での運行がなされておるといっても承知しておりますし、美山町におきましてもそういうご意見があるというのも十分承知しております。先ほども答弁で申しましたように、それぞれ福祉の関係、また公共交通の関係、そして、さまざまな観点の中で、今のニーズに応えられるような移動手段の確保ということを検討、実施していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

以上で、小中昭議員の一般質問を終わります。

ここで皆さんに、この議場内の温度が高くなっておりますので、上着の着用をご自由にさせていただいて結構でございます。

次に、19番、高野美好議員の発言を許します。

高野議員。

**○議員（19番 高野 美好君）** 改めまして、おはようございます。日本共産党市会議員団の高野美好でございます。議長の許可を得ましたので、佐々木市長に財政と交通問題、2点について質問をいたします。

まず一点目に、財政問題について質問をいたします。平成22年度の一般会計並びに8特別会計と1企業会計の決算認定議案が上程をされました。市長は提案理由の説明の中で、昨年度に続けて本年度も財政調整基金を取り崩すことなく決算することができた。経常収支比率は89%で、対前年度比4.5ポイントの減、実質公債費比率は平成22年度単年度で19%、対前年度比1.2ポイントの減など、平成21年度と比較してよくなっていると説明をされました。しかし、経常収支比率、すなわち人件費や扶助費など固定的経費の割合は89%となっており、市民の多様な要求に応えられるお金、家計に例えれば家族で旅行したり、家を改築したり、自家用車を買替えるなど、自由に使

えるお金はわずか11%しかないのであります。また財政力指数は前年度より0.01ポイント悪化をし、0.36となっています。すなわち、全国的に妥当でかつ合理的な平均水準で行政運営を行うとして試算した額、基準財政需要額とありますが、それを1として計算した場合、南丹市独自で賄える地方税等の収入は36%しかないということでもあります。このように見ていきますと、南丹市の財政は合併して5年を経過をしても、相変わらず極めて厳しい状況にあるといえます。この状況を踏まえると、南丹市の財政は今後も好転しないと云わざるを得ません。今後の財政見通しをどう考えておられるのか、まず、お尋ねをいたします。

次に、地方交付税の合併算定替えの特例ですが、平成の大合併は国から地方へ回す経費を削減をするために、国や府・県主導で強引に進められてきました。合併すると地方交付税が大幅に削減されることから、本市の場合、4町が合併しなかったとして交付される額を計算をし、その合計額を、普通交付税として交付するという合併算定替えの特例措置が設けられておりますけども、その特例は合併後10年で、その後、5年間で20%ずつ削減するという激変緩和措置ののち、終了をすることになります。また、もう一つの特例措置である合併特例債は、事業費の95%が借り入れ可能で、償還時の元利償還金の70%を地方交付税に算入して市に交付する措置ですが、これも合併後10年間で終了をいたします。普通交付税は、合併15年の激変緩和措置が終わる平成34年度には、昨年度の試算で15億3,800万円、率にして17%削減をされます。この額は平成22年度一般会計歳入決算額の約7%に当たる額であります。また合併特例債は基金造成分を含めて200億7,000万円が起債、借り入れ可能となっておりますけども、平成22年度は4億5,930万円借り入れ、借入総額は26億1,070万円となっています。一部事務組合である船井郡衛生管理組合や南丹病院等の借入金に対する一般会計からの負担金など、今後、市が返済しなければならない公債部分を広くとらえた実質公債費比率は3年平均で20.4%と高く、起債にあたっては許可を受けなければならない水準となっています。従って、市長は毎年度の起債総額は25億円を超えないようにしたいと説明されており、22年度決算の起債総額は23億3,550万円でありました。また平成23年度の当初予算では、25億円ちょうどとなっております。そこでお聞きをいたしますが、合併前の住民説明会では、合併特例債を有効に活用して市道や老朽橋梁の整備を積極的に進めると説明をされてまいりました。しかし、橋梁の架け替えは一向に進んでいません。平成22年度に策定をされました過疎地域自立促進市町村計画でも、美山町の老朽橋梁8橋の整備に着手する計画となっておりますが、今の財政状況、運用状況を考えますと、どう見ても合併特例期間中の整備は困難と思われますし、これ以上起債を増やせば、さらに財政は悪化をすることになります。いよいよ合併時に策定した財政計画は間違っていました。合併を誘導するための絵に描いた餅でしかなかったと認める時期であると考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

併せて、地方交付税財源が不足するとして設けられました臨時財政対策債は、元利償

還金全額が地方交付税で市に交付をされておりますが、国の財政危機が極限に達する上に、東日本大震災、さらに台風12号の大被害からの復興に多大の財政支出が必要になるなど、極めて厳しい状況が待ち受ける中、臨時財政対策債と言えども国の交付税措置がなくなり、市として償還を覚悟すべき時期が来たと考えますが、併せて市長のご見解をお伺いをいたします。

続いて、第2点目のデマンドバスについて質問をいたします。日吉・美山町での試行運転がはじまり5ヵ月が経過をいたしました。全体として利用率が低い、または運行ゼロの路線がある状況が続いております。先に小中議員から質問がありましたので、できるだけ重複しない内容で質問をいたします。私は、南丹市地域公共交通会議に議会選出の委員として参加させていただいております。6月23日開催の本会議で、利用者が少ない、運行形態に問題があるのではないかと、行きたいところに行けないルートになっていないか、などの意見が出され、事務当局は利用状況について聞き取り調査をすると答えられていました。その後の調査の進展具合はどうなっているのか、まず、お尋ねをいたします。

利用希望者からの聞き取りを行えば、多くの改善要望が出されてくると考えますが、要は利用希望者の思いに沿って、より利用しやすいデマンドバスにしていくことが求められております。そこで考えられるいくつかを提起をし、市長のご見解をお伺いをいたします。まず一つ目は、お年寄り等が行きたいところ。即ち診療所、市役所の支所、農協、郵便局、商店街などまで乗れるように、現在設定の運行エリアを広げることが必要です。美山町で言えば大野・長谷線、そして、鶴ヶ岡線は美山診療所まで、知井の各線も美山診療所までのエリアを広げる必要があると考えます。二つ目は、お年寄りは停留所まで歩いて行くのが大変です。家から行きたいところまで、行った先から家までというDOOR TO DOORのシステムにしてはどうかと考えます。

三つ目は、予約センターについてであります。現在は1社が担当をしているため、地理に不案内のためにセンターと運行業者とで問題が生じ、待っていてもバスが来ないなどのトラブルがあると聞いております。予約センターは、少なくとも旧町ごとに設置をすべきだと考えます。

以上、3点を提起をさせていただきました。デマンドバスを高齢者など交通弱者の足として南丹市に定着させるための最低限の方策だと考えますが、市長のご見解をお伺いをいたします。

最後に、八木・園部町でのデマンドバスについては、来年度からの試行運転を目指すと表明をされておりますが、その準備状況はどうなっているのかお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、高野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第一点目、22年度の決算を踏まえてということで財政につきましてのご質問をいただきました。先ほどのご質問の中でもお述べいただきましたように、22年度の普通会計の決算状況につきましては、経常収支比率89%で対前年度比4.5ポイントの減、合併以来90%台ということで推移してきましたが、いくぶん改善がしてきました。また、今後は中期財政計画、22年度から25年までということを決めておるわけですが、この目標でございます85%に向けて、一層の経常経費の削減に努めていかなければならない、このように考えております。また実質公債費比率につきましてもご質問でお述べいただきましたように、単年度で見ますと19.0ということで、マイナス1.2%の減となりました。これは下水道特別会計の公債費相当分の繰出金が増加したわけでございますけれども、一方で一般会計の元利償還金、一部事務組合の公債費の相当分の負担金が減少、そして、普通交付税の増加といったことが要因であるというふうに認識しております。ただ、ご質問のありましたように、実質公債費比率3ヵ年、平均は18%を上回っておるということでございますので、さらなる財政健全化の取り組みが必要であります。具体的には引き続き地方債の発行額の抑制、繰上償還による将来の償還利子の軽減、こういったことを図る中での実質公債費比率の縮減に努めてまいりたいと、このように考えております。こういった中で、22年度につきましては扶助費、特別会計への繰出金が増加した中で、市税、譲与税、各種交付金の一般財源が減少するという厳しい財政状況でございました。ただ、地方交付税の増額や、21年度に引き続いた国の緊急経済対策の活用によることによりまして、財政調整基金を取り崩すことなくできたわけでございますけれども、23年度につきましては、臨時財政対策債の発行可能額を含めました実質的な普通交付税額には22年度と比べて、3億3,000万円程度の減少が見込まれております。こういった中で先ほどお述べいただきましたような、さまざまな悪条件があるわけございまして、こういった中で今年度は、まず予定しております事業、住民サービスを削減しないような努力を、まず、していかなければならない、このように考えておるところでございます。こういった中で、合併特例債の期限が5年後に控えておるわけでございますが、今、合併の算定替等の課題につきまして、それぞれご質問の中でお述べをいただいたとおりでございます。33年度ということになりますと、この合併による、それぞれの措置がなくなるわけでございますし、また28年度からは段階的に削減されるという状況があるわけでございます。普通交付税の額は本来の算定によることを考えますと、現時点では、33年度からは今年度に比べると、19億5,000万円程度が減少するという試算が出ております。こういうことになりますと、歳入予算の約10%が見込めなくなるという状況でございますので、今後、やはり財政基盤の確立を目指して、できる限り蓄えということも考えていかなければならない、積極的に行っていかなければならない、このように考えておるところでございます。また合併特例債におきましても有利な条件ではあるわけでございますけれども、実質公債費比率の管理ということが、やはり重要な要素になってまいります。こういうこ

とも踏まえながら地方債の活用を検討していかなければならない、このような状況であるというふうに考えております。先ほど、こういうような状況の中で、合併をして、行って、当初の計画とは大きく違っておるといふご指摘がございました。その通りでございます。しかしながら、これが合併した市町村に限ってあるわけでもございません。合併が行われる、こういった平成14年、15年当時の論議、この中の状況と、平成18年度以降の状況というのは、国全体で大きな変化があったわけでございます。こういった中で私ども合併したとこ、また、しなかった市町村、それぞれのことを今、検討する中で、私は決してこの合併というのは間違っていないというふうに確信をいたしております。こういった厳しい状況の中でございますけれども、よりよき住民サービス、そして、合併して良かったというまちづくりをしっかりと進めていく、この努力が重要であるというふうに思っております。今、ご質問の中で、この財政状況、好転しないというふうに断言をされましたわけでございますが、私は好転しないということを認めるわけにはいきません。好転をするために、今後、努力をしていかなければならないわけでございます。それぞれの住民の皆さま方のニーズがあります。そして、これからの南丹市を築いていく上で、さまざまな施策もしていかなければなりません。しかしながら、しっかりとこの財政状況を踏まえる中で将来に禍根を残さない、こういった施策を進めていくのが私の使命であるというふうに思っております。大変厳しい状況ではございますが、議員の皆さま方をはじめ、市民の皆さま方のご理解やご協力を賜る中で、これからのしっかりと行政運営を進めていかなければならないというふうに考えておりますので、この際、ご理解を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

また、こういった中で新市建設計画、こういった中で述べておりました市道、橋梁等の整備計画、これもあったわけでございますけれども、当然このことについて、新市におきましては総合振興計画の中で、施策を進めていくということになっておるわけでございます。特にこの点につきましては、今日まで旧町からの継続事業、計画事業を中心に精査する中で、緊急性の高い事業について総合振興計画の中で実施計画を策定し、それぞれ財政状況等を整合させながら取り組んできたところでございます。このうち橋梁整備につきましては、橋梁の長寿命化の修繕計画、この策定に向けて取り組んでおります。この基礎資料とするために橋梁点検を平成20年度から22年度までに渡りまして実施をいたしました。今、その点検内容を精査する中で、24年、25年度、これに向けての事業実施を目的に計画策定をいたしております。こういった中で、今後、道路等のインフラ整備につきましても進めていかなければならないわけでございますけれども、これから、こういった多くの橋梁、そして、500キロ以上にもものぼる市道というものを管理していかなければならないわけでございます。こういうようなことを踏まえる中で、維持管理という部分、そして、長寿命化による修繕という部分をどのように取り組んでいくか。この点につきましては、大きな課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

次に、デマンドバスの運行につきましてご質問をいただきました。先ほどの答弁でも申しましたとおり、今、住民の皆さん方のご意見等をお伺いして、今その取りまとめを行っておるところでございます。先ほども申しましたが、この内容につきまして精査を行う中で、今後、引き続き地域公共交通会議において協議をいただくという予定にいたしておるところでございます。こういった中で、まずご提言をいただきました、それぞれの市役所の支所、診療所、また公共交通機関等への網羅した形というご提言、また、DOOR TO DOORということ为原则にというふうなご提言をいただいたわけでございますけれども、まず、このデマンドバスの試行というのは、公共交通機関の利用が不便であるというふうに思われる地域につきまして、まず日吉・美山地域においてエリア決定をいただき実証実験をさせていただいております。これからも公共交通としての市営バス、また鉄道との乗継等の利便性を考える中で、これからもこの部分については検討をしていかなければならないと思っております。

また、DOOR TO DOORの問題でございますけれども、先ほどの答弁でも申しましたように、福祉有償運送の関連がございます。また、こういった中で、公共交通と福祉有償運送との兼ね合い、こういったことを十分考えながら、検討していきたいというふうに考えております。今現在、既存のタクシー、バス事業者の皆さん方もそれぞれ事業運営をしていただいております、地域の交通手段の確保にご貢献をいただいておりますところでございますが、このような皆さま方との影響も考えながら、この課題に取り組んでいかなければならないという状況でございます。大変難しい課題ではございますけれども、それぞれ公共交通、そして福祉有償、それぞれの課題や、また、その他の方途もこれから検討等する中で検討をし、また実施に繋げていきたいというふうに思っております。

また、一点落としておまして、デマンドバスの予約センターの件でございます。これは試行ということで、これまで行っておるわけでございますが、この考え方といたしましては、車両配車の窓口を一本化するということが、管理面におきましても、また経費面におきましても効率的でございます。ただ、今ご質問の中でございました、連絡がきちっといなくてバスが来ないといったこと。また、そのセンターが、地理が不案内であったというようなことというご指摘もいただきました。原則的には、ただいまの予約センターの窓口の一本化というのを考えておるわけで、また、これで実施しておるわけですが、今ご意見を賜った中で、このセンターの業務の改善も含めて、今現在、試行でございますので考えていく必要があるというふうには思っております。こういったさまざまなご意見を賜る中で、よりよきものをつくっていくことが大事だというふうに思っておりますし、また今後とも乗っていただきやすいような条件整備、また、この制度のご理解をいただくような努力もいたしていかなければならないと思っております。

なお、八木町・園部町地域における試行運転は来年度実施を予定いたしております。こういった中で現在の、八木、園部町内での計画につきましては検討を続けておるとこ

ろでございます。また、デマンドバスの美山、日吉での試行の状況も踏まえる中で、地域公共交通会議においてもご協議をいただき、内容を決定していきたいというふうに考えております。今、関係機関とも調整をしながら、準備を進めておる現状でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたしまして答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

高野議員。

**○議員（19番 高野 美好君）** 2回目の質問をさせていただきます。

まず、財政問題でありますけれども、市長のほうから合併は間違いでなかった、財政を好転させるためにがんばるんだとこういう話であります。もちろん財政好転するようにがんばっていただきたいと思うんですけども。私、合併は全然間違っていたとかということではなしにね、合併をすることによって住民に、特例債がたくさん使えますよとかいうようなことで幻想を抱かせてきたけども、その実現が不可能になってきていると。こういう状況について、誰が住民にどう説明するのか。極端に言えば、誰がそれを責任をとるのかとこういうことに返ってくるということを申し上げているのであります。そこでですね、合併特例債ですけども、質問でも言いましたように、約200億円の起債を受けられるとこういうことでありますけれども、今、20数億円ですか。で、今年の23年度の起債を見ても大体8億円ぐらい。あと5年間で40から50億円とこういうことになるんですが、とてもやないけれども、今の25億円を堅持をしようということになりますと、この合併特例債をどんどん使ってということにはならないと。しかも、過疎債も同じ6年後、あと5年後には失効するということでもありますので、その二つと臨時財政対策債を併せて25億円ということですから、そう思いきった事業が展開をできないとこういうように思うんですが、その辺での市長の考え方、22年度、23年度並みの事業をどんどん進めていきますよと、こういうお立場なのか、一つ聞いておきたいと思います。

それから、これは通告をしてなかったんで答弁なかったんですが、臨時財政対策債の交付税措置の問題です。交付税会計、金が足らんということで、地方にとにかく借金しといてくれと、金は国が返すからとこういうことで進められていますけれども。おそらくその措置、もう長く続かないのではないかとというのが私の質問の趣旨であったんですが、その辺について市長はどうお考えになっているのかですね。いやいや、これはもう絶対国が最後まで面倒みってくれるというふうに、自信をもって答弁できるのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、デマンドバスでありますけれども、今、試行期間中ですし、やりながらいろいろ考えますよ、柔軟にやって、南丹市ならではのデマンドバスをつくりたいと、こういうのが当局のお考えでありますし、公共交通会議でも表明をされていることでもありますので、ですけども、やっぱり今のままではどうしようもないというのが一般的な皆さんの意見であります。ですから、どう改善をしていくのかということになるわけであり

ますけども、要するにお年寄りが大体主眼のと言いますか、利用をされる方とこういうことに絞られてくるとお思いますので、お年寄りの意見をやっぱり聞いていくと。今、自家用車でどんどん走っている者を対象にいくら調査をやってみてもですね、本当のところは分からないということでもありますから、今、利用されている方、また自動車も、単車もですね、乗り物も持たないお年寄りの皆さんの意見をやっぱりきちっと聞きとっていくということが必要だと思えます。先ほどありましたように、社協やとか、美山のまちづくり委員会がいろいろ調査をされておりますけども。市として、どういう取り組みがされているのか、特に交通対策室の主体的なこの取り組み、住民ニーズを把握するための主体的な取り組みは何をどうしようとされているのか、再度聞いて、2回目の質問といたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** ご質問にお答えいたします。合併特例債200億円というのが枠でございます。こういった中で、今、私ども、先ほどの答弁でも申しましたように、中期財政計画を22年から25年と、これに定めまして、まずは起債の上限を25億円ということにいたしまして、健全化を目指しておるところでございます。こういった中で枠はあるわけですが、起債の制限が現実的に現在ではあるわけでございます。こういった中で、やはり財政の安定と好転という部分も考えながらやっていかなければならない、これが現実の形でございます。実質的には今、合併特例債、今年度の借り入れを見込みましたら、累計で29億円が見込まれております。今、今後の見通し、臨時財政対策債の交付税措置の問題がどうなるかというご質問をいただきましたが、私は今このような現状の中で、来年度の政府予算の概算要求、これも1割をカットしてというのが各省庁に通知されました。また、こういった中で私どもは今の円高の状況、そして震災復興、復旧、復興に対する方向性、この辺りも見つる中で、また現実的には、来年度から一括交付金というのが市町村にも導入されます。さまざまなこういった関係を見るときに、今、市町村を取り巻く状況というのは、さらに悪化するのではないかという大きな危惧をもっております。こういった中で、現実的な問題は現実的な問題として、しっかりと捉える中で対応をしていかなければなりません。当然、合併特例債、また過疎債の活用、これは有利な条件であるというようなことで、できる限りこういうようなものを活用しながら事業をしていきたい、この思いはあるわけですが、さまざまな、ただいま申しましたような状況の中で、大変厳しい状況が予測されます。さまざまな、仮りにという話はなかなかこうしにくいわけですが、先ほど申しましたように、責任を持った財政運営を心掛けていく、このことによって、ただ、今後、好転する経済情勢等がございましたら、この合併特例債や過疎債も有効に活用していく、このことによって市民ニーズにより対応していくということが基本であるというふうに認識しております。ただ、現時点におきましての財政運営を考える上では先ほど申しま

したように、厳しい状況の中で対応せざるを得ないというのが現実であるというふうに認識しております。

また、デマンドバスの問題につきましては、議員ご指摘のとおり利用されておる方のニーズ、これを踏まえることが重要であるというふうに思っておりますし、もちろんそうしなければニーズに対応できないわけでございます。こういったことを基本にしながら、今、取り組みも進めております。担当部長のほうから、今、詳細については答えさせますけれども、まずは先ほども申しましたように、デマンドバスをはじめとする地域公共、バス、そして、福祉有償交通等との整合性を如何に図っていくか、これによってニーズに答えていくかが課題であるというふうに認識しております。今、取り組んでおります状況につきまして担当部長から答えさせます。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

伊藤企画政策部長。

**○企画政策部長（伊藤 泰行君）** デマンドバスの件についてでございますが、前回、6月に実施をいただきました地域公共交通会議の中でも提案がございましたアンケート、これにつきまして美山地域、また日吉地域のほうで社協さんとタイアップをさせていただきまして、8月の中旬から下旬に行われたところにつきましては、既にそちらのほうへ行かしていただきまして、中身の説明なり、またアンケートのほうをお配りをさせていただいて、今、回収をさせていただいておるところでございます。また、まだ未実施のところにつきましては、次回の地域公共交通会議の予定までにいただく予定というようなことで、送付をさせていただく準備を鋭意しております。その結果を踏まえて、次回の地域公共交通会議の中で詳細につきまして、ご検討をいただきたいというような予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

高野議員。

**○議員（19番 高野 美好君）** 合併特例債の関係ですけども、先ほどの答弁も含めて思いますのに、可能額をすべて起債をするということは、もう不可能に近いとこういことですけども。一つ庁舎の建築問題ですね、今年と来年で耐震調査、そして、検討委員会を立ち上げて結論を見出しますよとこういうことになっているようですけども。おそらく第1、第2庁舎、耐震が優れているとも思えないわけでありますので、そうしたら建て替えよかということになるかと思うんですが。おそらくそこで合併特例債と、こうい話になりますので、市長の任期が切れる頃かその辺には、庁舎建築の課題というのは現実の問題として出ると思うんですけども、庁舎建築もしもするということになれば、この合併特例債を存分に利用するとこういふうにお考えなのかをお聞きをしておきたいと思います。

それから、デマンドバスにつきましては前向きにいろいろ検討をいただいているとい

うことでありますし、私も公共交通会議の委員の一員でもありますので、また、その場  
に出席をさせていただいて、いろいろ意見も述べていきたいとこういうふうに思ってお  
ります。

以上で、3回目の質問を終わります。合併特例債だけ答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 庁舎建設がどうか、今、耐震調査等を行う中で必要があるか  
どうかを見極めなければならないというのが現実でございます。私の任期がどうこうで  
はなくて、このことをしっかりとやっていかなければならない、特に、今、安心・安全  
の確保をするための市役所の役割というのは重要でございます。こういった中で耐震調  
査をやることによりまして、この中枢でございます機能が保持されなければならないと  
いう点がございます。まずは今、耐震調査を行う中で、本庁舎、万一の場合にでも稼働  
できるかどうか、もしもの場合どうやっていくのか、この辺も含めまして耐震調査を行  
う上で、今後の庁舎の問題につきましては検討を加える、こういった中で進めていくこ  
とが、まず、今、大事だと思っておりますので、どの程度の状況になるかというのは、  
まず、この耐震設計を、耐震を調べてみないとわかりませんので、今後どのようにする  
かというのはこれを待って検討していくという形になると思っておりますので、ご理解をいた  
だきたいと思っております。

以上です。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、高野美好議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は、11時20分といたします。

**午前11時04分休憩**

.....

**午前11時18分再開**

**○議長（井尻 治君）** それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、松尾武治議員の発言を許します。

松尾議員。

**○議員（10番 松尾 武治君）** 議席番号10番、活緑クラブ所属、松尾武治です。議  
長の許可を得ましたので一般質問を行います。

政をもて遊んだ菅政権により遅れている災害復興、円高や電力不足による企業の海外  
脱出など、経済の先行きが不透明な状況を生み、財政見通しが甘かった子ども手当は、  
来年の通常国会に児童手当改正案が提出され、児童手当に戻ります。子育ては親の責任  
であり、これを支援するのが政治や社会である基本をすり替えた政策の強行で、子育て  
世代や自治体に不信を与えました。また国民の信を問うこともなく野田内閣がスタート  
しましたが、早期の災害復興により、わが国の再興を果たしていただきたいと思ってお

ります。原発は安全という政府、学者の神話が福島原発の事故で崩壊した現実を顧みて、原発のリスクと交付金等によるリターンのバランスを得ながら、自治体運営を行ってきた原発立地県及び市町村と、原発によるリスクのみが覆いかぶさった周辺市町村では矛盾を感じると、市民の皆さんから不信の声が届けられました。福島原発の事故が自然災害による事故なのか、震災後の対応、老朽化による人災なのか、事故原因が示されていない中、過剰反応は避けるべきとは考えておりますが、事実のみを明らかにして市民の皆さんに伝えるのが議員の責務とも考えます。京都府はE P Zを20キロに拡大しましたが、泊原発では、70キロ離れています札幌市がE P Zの拡大を国に求めています。風向きによる放射性物質の飛散距離を考慮した防災計画の立案で、想定外という行政不信を招く結果は避けられると考えます。福島原発で広島原爆の168倍という膨大なセシウム137が飛散している実態を原発周辺自治体は正視する必要があります。原子力防災で懸念されるのは老朽化する原発の耐久性で、原子炉の長時間運転による脆性遷移温度の上昇だと聞いております。高浜原発は1974年11月14日から運転している1号炉が68度で、事故を起こした福島原発1号炉は50度を示しておりました。脆性遷移温度の上昇は一般的にいう金属疲労を示しておられます。議会で視察をしました高浜原発で風向きのデータについて質問をいたしました。関電は高浜原発は絶対安全と言い切り、データの公表を避けましたが、その後、コンクリート壁の解析データの入力ミスが発覚、業者任せになるストレステストにも形式的と不安を感じております。

それでは、通告に従って質問をいたしますが、行政手法にはさまざまな方式があります。総務常任委員会で視察した愛知県高浜市では高浜市総合行政サービス会社をつくり、行政事務を委託されておりました。また、P F I、P P Pなどの導入により、公共サービスの民間開放は効率よく質の高い公共サービスの提供を実現するために必要な施策であることから、官民協働事業を例にとり、改めて質問をいたします。「くらしの便利帳」の発行に関する協定は自治法が示している契約行為にあたります。自治体の公共調達には経済性、公正性、競争性の三つの原則が示されております。本来は公正で透明でなければならない行為が、非公開の委員会の中でベールがかぶされております。国が国から地方へ、官から民への方針を改めて示したことで、官民協働の行政手法を取り入れる自治体が増えてまいりました。市民の公共サービスの満足度を向上させ、公共サービスの民間開放を円滑に実施するためには条件整備が必要となります。共存環境の構築と透明性の確保、顧客主義の確立、最適な手法を選択できる環境の整備、新たな官民の役割の構築、新しい公益の多元的な提供の考え方の構築、以上の五つの原則によって、公共サービスの民間開放を図る必要があると言われておりますが、官民協働の基本理念について市長の見解を伺います。

次に、契約には有償契約、無償契約がありますが、地方自治法第234条第1項に、売買、賃貸、請負その他の契約と示されて、契約方式も具体的に示しておりますが、契約行為に「くらしの便利帳」発行業務の協定が該当するのか、法の解釈を含め市長の見解

を伺います。

「南丹市くらしの便利帳」発行業務を特定業者と協定を締結した結果、市民に多額の財政負担を強いる結果を生みました。先ほども言いましたが、契約の方法については地方自治法第234条第1項に明確に示されております。特定業者との協定、即ち契約において法との整合性をどのように図られたのかお伺いいたします。

また、同様の事業を行う業者はタウンページと連携するものや、行政情報を見やすく構成したものなど多くの業者がありますが、協定を締結された業者が作成する「くらしの便利帳」が、他社のものと比較した優位性をどのような方法で比較検討され判断されたのかお伺いいたします。

次に、契約には合理的理由のない差別的な取り扱いが禁じられる平等原則が適用されますが、市が発注した解体工事を、1回目は地域要件を市内全域に、2回目は地域要件を園部町内に限定して、条件付き一般競争入札を実施した物件があります。地域要件が認められている施行令167条の5の2は、当該入札を適正かつ合理的に行うために必要があると認められるとき、と市長の裁量権が認められております。このように契約には合理的理由のない差別的な取り扱いを禁じていますが、同一の物件でありながらも入札の方法を変えられた法的な根拠と合理的な理由について伺います。

昨年度実施した学校の教務用パソコン導入事業では、旧町ごとにまとめてハードルを高くし、町内業者の参入を困難にした事例がありました。交付金の要件に地元企業優先が示されているにもかかわらず十分な配慮をしなかったのも、指名業者選考委員会の密室会議が生みだした結果です。このように非公開で運営されている南丹市指名業者選考委員会の内規、いわゆる市長の裁量権で処理されたと考えますが、先の解体物件のように同一の物件を異なる基準で行うようでは、益々不透明で公平性を欠く南丹市指名業者選考委員会ということになります。市が不利益を被る内容及び個人情報以外は、法律に基づく行政の原則と透明性の観点から公開する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

一見、相反する質問のようにとらわれやすい内容になりますが、地域要件に関する判例では、地元企業を優先する合理性は肯定するものの、価格の有利性確保の観点を考慮すると裁量権の範囲とすることができない、このような判例もあります。入札業者の地域要件をあらかじめ定めた価格で行うと、市域の経済効果を高める効果があります。さらに地域要件による施工業者の入札実績が移動距離の削減などで地球の温暖化にも効果があります。ここで課題になるのが競争性の確立をどのように担保するかになりますが、予定価格の公表、最低制限価格の設定と入札時の応札者数の確保で、競争性は十分図られると考えられますが、市長の見解を伺います。

行政の契約には財政負担の軽減と、側面には経済効果を求めることも必要となります。国では最低制限価格を引き上げる傾向にあります。地域の経済効果、税収面でも効果がある施策と考えております。厳しい経済情勢では業者間の過当な競争、下請け業者へ

の過度な価格引き下げなどで疲弊する地域の経済に悪循環を招いております。国が進めている最低制限価格の引き上げは地域の経済効果、雇用の維持などに有効な施策と考えますが、市長の見解を伺います。

また設計業務等では最低制限価格を示しておりません。これは出来高の質に影響がないとの判断のようですが、最低制限価格の引き上げ同様の効果がある施策で最低制限価格を示す必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、南丹市の農業政策について伺います。広大な市域を二分するほどに農地環境が異なる南丹市の農業ですが、とりわけ日吉町・美山町の山間に点在する農地は維持することすら困難な農家が増えてまいりました。農地は山林同様に水環境を守る意味合いからも重要な位置を示しております。全国では葉っぱビジネスで収益を上げている地域もあります。小さなヒントが収益に結びつく農業、また国が進める6次産業化を進めるのも一つの方法ですが、市町村の積極的な施策が荒廃する農地を守ります。農地の荒廃は集落の荒廃にも繋がります。過疎債の積極的な投入により、過疎からの脱却を目指す農業振興策を前倒しして進める必要があります。合併によるみなし過疎地域の拡大を理由に、都市部への投入計画が立てられておりますが、本来の過疎地域の活性化を優先的に行わなければなりません。以上の観点から、中山間地の農業振興策と農地保全について市長の見解をお伺いいたします。

以上で、質問席からの質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、官民協働事業につきまして基本的な理念というご質問をいただきました。先ほどご質問の中でもお述べいただきましたように、さまざまな地域で先進的な取り組みがなされておるわけでございます。私も今、高度化また多様化する市民ニーズ、さまざまな行政課題、こういうような課題に対して対応する中で、大変厳しい財政状況、そして、市役所だけで対応できるということが大変厳しくなってきた現状、こういうことを考える中では、官民ともに力を併せて公共サービスを遂行していく、また、さまざまな事業に取り組んでいく、このことは重要なことであるというふうに認識しておりますし、こういった中で、先ほどご質問にもございましたような、これを進める中では、さまざまな環境の整備をしていかなければならないということも事実であります。しかしながら、こういった現状を考える中では、この民の力と言いますか、民間の皆さま方の専門的な技術や知識、そして、お力をお借りする中で、さまざまな施策に組み込んでいく必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。こういった中で、今、「南丹市くらしの便利帳」につきましてのご質問をいただいたわけでございますけれども、この点につきましては法的な、まず根拠ということでございますけれども、地方自治法第234条2項、この随意契約等によって規定されており、また地方自治法施行令の1

67条2項における随意契約によることができる場合が規定されております。今回の場合におきましてはこの条文に従いまして、地方公共団体の規則に定める額は超えないという、いわゆる今回の場合、市の支出額は発生しておりませんので、これによりまして随意契約ができるという判断に基づいた対応を行ってきたところでございます。こういった中で、「くらしの便利帳」、事業者側からの提案がございまして、市としては行政情報の提供が主でありまして、それ以外が、業者が実施していただくという内容でございまして、当然このことにつきましては協定書を締結する中で、業務範囲をきちっと明確にする中で実施をいたしたところでございます。また、この実施しました業者でございまして、今日まで200を超える自治体において実績がございまして、また電話帳発行という分野ではございまして、既に市内でも関係があるわけでありまして、他の部分も、他社のものとも、それぞれ比較しておりましたが、優位性と申しますか、最適であるというふうに認識をしております。こういった中で、この辺を判断する中で、企画から印刷、加工、配布までを事業者が責任をもって対応するという点もございまして、実施するという判断をいたしたところでございます。

次に、入札の問題につきましてのご質問をいただきました。まず、ご指摘のいただきました公営住宅の解体工事の件につきまして、第1回目の受託工事におきましては、入札参加資格要件の中に南丹市に主たる事務所を置くものという要件を定めまして、実施をいたしたところでございます。2回目につきましては、南丹市園部町に主たる営業所を置くものという要件で実施をいたしました。この入札制度につきましては、合併以降さまざまな課題がある中で公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これを基軸としながら、南丹市建設事業等執行審議会への諮問答申、この答申も尊重しながら入札の公平性・透明性の向上させる観点から、改善を重ねてきたということでございます。ただいまご質問の件につきましての経緯につきましては合併後、修繕等の建築工事におきまして、旧町の公民館、小学校の発注において地域性を考慮した実績案件も踏まえて、公営住宅におきましても旧町の施策で建築した経緯、また建築用地捻出などを鑑みながら、南丹市指名業者選考委員会において慎重に審議をいただいたということでございます。これによりまして、地方自治法施行令167条の5の2の規定により、入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認め、この入札要件を設定したものでございます。なお、今後の同様の件につきましても、円滑かつ効率的な施工を確保するため、過度の競争性を低下させないようにした上で、入札参加資格における地域要件の適切な活用を図っていくというふうに考えておるところでございます。

次に、南丹市指名業者選考委員会の件につきましては、建設工事及び測量等業務、並びに物品納入等の受注業務を適正かつ公平に選考するために、この委員会を設置しております。当然この委員会につきましては、設置要綱に基づきまして事務を行っておるところでございます。こういった中で、この設置要綱の第5条第1項について、指名委員会の会議は非公開にするという定めがございまして、この趣旨につきましては選考委

員会で審議する案件につきまして、各委員会から幅広い意見を聴取すること。また厳正かつ公平性を確保するという観点からこの定めをいたしておるところでございます。また、この指名業者選考委員会において決定しました内容につきましては、南丹市ホームページの入札契約情報のコーナーで公開をしておりますし、また総務部監理課のカウンターにおいても情報の公開を行っておるところでございます。入札案件ごとに、入札に参加される方に必要な資格要件など入札公告を行い、併せて、ホームページの入札情報公開システムにおいても情報は公開いたしておるところでございます。

こういった中で、今、入札業者の地域指定という利点につきましてお述べをいただきまして、私はそういう利点もあることも承知しております。ただ、こういった中で、地域指定を行うことによりまして、地域間において受注機会の偏りも生じるという恐れもございます。こういった中ではございますので、この課題もあるということの中で、この課題については考えていかなければならないと思っております。ただ、随意契約に伴う見積もり合せにつきましては、建築業法許可の有無とも前提にしながら、地域への精通度、また移動距離等の地域要件なども考慮しながら、現場近くの業者をできるだけ指名するようにいたしておるのも事実でございます。

もう1点が、最低制限価格の引き上げにつきましてのご質問をいただきました。全国的な傾向として、公共事業の大幅な減少に伴いまして、競争の激化、これによりましての低入札が増加しておるといふ現状があります。このことが地域経済への影響を、悪影響を大きくしておるといふのも認識をいたしておるところでございます。当然、多くの建設工事の場合、下請け業者さんが入るといふことが想定されるために、下請け業者さんへのしわ寄せの防止、また工事の品質確保、そして、安全管理の確保というのを目的として最低制限価格を設定しておるわけでございますが、現在は平成21年の4月に制定されました国の基準による算定式で、京都府と同様の算定を行っておるといふのが現状でございます。今後、この点につきましては、低入札防止の効果があがっているというふうには考えておりますが、今後とも京都府や、また近隣市町村の動向も注視していきながら、検討しなければならないと思っております。また、監督検査業務を通じて履行を確保できる場合においては、地方自治法施行令によりまして、最低制限価格を設定することができないということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、これからもこの課題につきましては経済性、そして、競争性の観点、この辺を十分踏まえながら適正な対応をしていくことが大切だといふふうに考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また中山間地の農業振興、農地保全につきましてご質問をいただきました。今、ご質問の中でもございましたように、大変厳しい中山間地における農業の実態があるわけでございます。こういった中でこれを脱却し、農地保全の確保を図っていくというさまざまな取り組みが国においてもされておりますし、また私どもも国や府の制度なども活用する中で、さまざまな施策を実施しております。また、それぞれの農業者の皆さん、農

業関係団体の皆さん方がこの取り組みを先進的にお勧めいただいております。南丹市内においても数多くあるわけでございます。今こういう中で、さまざまな観点に立って、この課題に対応していくために、国・府の制度の活用を含めて取り組んでいかなければならないと思っておりますし、また先ほどのご質問でもございました官民協働と申しますか、それぞれ民間の皆さま方のお力、そして、それぞれ行政のほうの対応、これをさらに綿密にする中で、それぞれの課題に対する対応をしていかなければならない、このように考えております。また、こういった中で条件不利地と申しますか、こういった中で農業に従事していただいております、さまざまな取り組みをしていただいておりますという地域につきまして、それぞれ課題があるわけでございます。今ご提言のございました過疎債の活用、これは法的に、全市的にみなし過疎地として活用できるわけでございますけれども、こういったものも活用も考慮しながら、それぞれの地域にあった施策というのが、南丹市全体でそれぞれ考えていかなければならない大きな課題であるというふうに考えております。大変厳しい農業、また林業を取り巻く環境であります。しかしながら、今ご質問の中でもございました国土保全、そして、綺麗な水、こういった部分につきまして大変大きな役割を果たしておることは事実でございます。こういった南丹市の持つすばらしい財産でもございます。これをいかに守っていくのか、農業者、林業者の皆さん方のご苦労にも報いるように、各種の施策で取り組みを進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、今後とものお力添え、また、ご指導も賜りますようお願いいたしまして、答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

松尾議員。

**○議員（10番 松尾 武治君）** まず、「くらしの便利帳」というか、官民協働の事業ですけれども、これは委員会の中でも、かなり私は質問をしましたけれども、今、市長が答弁された中で、今、南丹市の事業を行われた事業者の提案された内容が、優位性があるという判断の説明というのは、委員会の中でも全くできてない部分でして、今、確かに全国で南丹市のやった事業者は多くを受注はしております。しかし、それ以外にやっている業者もございまして、ただ、私が言うのは、行政として今後の官民協働というのは益々増えてくるということがございます。そのルールづくりがまず、第一。その提案された事業が提案者側からの考え方ではなくて、市として自治体が、この事業がこの提案されている、業者から提案されているのは、いちばん市民のために最適のものであるかどうかという判断。これはやはり市が何をしようとする、求めるものをプロポーザル等の形で、一定基準を持った判断をする必要があります。市長、答弁いただいておりますけれども、これから総務常任委員会の中でもその内容は、どういうことで判断したかということは詳細に聞いてまいりますけれども、先進事例っていうか、市町村によりましては、かつちりしたそのプロポーザルで選考する規定もすべて設けて、その中でその業者を選定しております。決して今、南丹市の「くらしの便利帳」が市民の皆さん

から見やすいものだという、私は聞いて回っておりますけれども決してございません。以前にあったほうがよっぽど見やすいということは聞いております。だから編集の方法にも、やはりそれぞれの業者の特徴もございまして、それを内容等ほかのすべてとリンクする方式についても、もう少し見やすいものをつくっているところもたくさんございます。私はその判断基準を、判断をされてないと。業者からの宣伝にうまく、営業にのってしまったという判断で、私は委員会の中での答弁で判断をしたことから本会議で質問したということですので、やはり市としては、それだけの判断基準をもって判断されたのではないというふうに私は思っておりますので、その判断をした、いわゆる基準を改めてお答えをいただきたいと思っております。

それと、解体物件の入札の件ですけれども、市長、お答えいただいたとおり法律上施行令にもすべて、施行令167条5の2、当該入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認められたときという条項がございまして。しかし、その1回目は全市を対象にされております。これも施行令に基づいてされたものだというふうに思います。同じ解体工事がなぜ2回目は内容が変わるのですか、その変わった理由を改めて明確にお答えいただきたい。同じ解体工事でありながら、なぜ1回目とその施行令の解釈が違うのか。そのところを明確にお答えいただきたいと思っております。

それと、農業政策ですけれども、大変残念ですけれども、南丹市は農業、特に農業併せて、中小企業もですけれども、その支援というのはもう非常に低い、低いというか、国なり府に比べてはそこまで手厚い施策は、まだございません。それは財政的な問題もあるので、これはもう無理だというふうに思います。ただ、国なり府がいろいろな農業に対する施策、中小企業でも併せてですけれども、いろいろな施策をもっています。しかし、なかなか末端の農家なり農業者のグループにしても、そのすべての施策を十分網羅することは大変難しゅうございます。それを調べて、農業者が直接国なり府に要望していくということになっておりますけれども、そういったものを、まずパイプを市として、もっとやるべきだと思います。ほとんど、国も府も今直接的に支援するケースが多いので末端では分かりにくい、だからそれを支援するパイプが、やっぱり市としてはどうしても必要だから、それをもう少し確立して、そういったものに対して市ができる限り、また支援をしていくということも私は大切だと思いますので、そのことについてもう少し聞いておきたいと思っております。

以上です。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 答弁をいたします。まず、「くらしの便利帳」につきまして、私は逆に便利だと。いいやつを配っていただいたという意見を聞いております。ただ、こういった中で、さまざまな意見というのは、これからの施策に反映しなければいけないということも事実でございまして、今ご質問の中でございましたご意見のご披露と

いうのは重視していかなければならない、このように思っております。ただ、今回、当然この提案をいただいた内容というのを部内で十分精査したわけでございます。こういった中で、その優位性を認めてというのは、先ほどご質問の中でもお答えいたしましたところでございます。そして、市の判断として、これを協定書に基づきまして採用し、実施をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、ご質問の中でもございまして、先ほどの答弁でも申しました、これからのさまざまなこういった事業を進める中では、制度的な市の取り組み方というのを、さまざま改善しなければならない点多々出てくると思っております。この辺、当然内部的にも協議をし、適切な、また合理的な形の中での対応をすべくこの構築にも取り組んでいく、これは課題であるというふうに認識しております。こういった中でのもは、これからも重要になってくると思っておりますし、この辺につきましても、今ご質問をいただいたことも踏まえて、進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

また次に、工事の1回目、2回目の入札で変更、条件が変更になったのではないかとということでございます。先ほど来申しておりますように、さまざまな入札制度につきましてはご意見を伺っております。また、そういったご意見も拝聴しながら、また先ほど来申しております公平性、透明性の確保といったさまざまな観点に立った中で、よりよき入札制度となるように努力をいたしておるところでございますし、また基本的にこの指名の条件については、それぞれ指名委員会において1件ごとに審議をし、決定するという内容になっておるわけでございます。今日までの経過を踏まえながら、さまざまな課題等の除去をするために、合理的な入札方法というのを検討した結果であるというふうに認識をいたしております。このよりよき入札という部分につきましては、大変難しいさまざまな側面がございます。これからもこの点につきましては、よりよきものになるように、それぞれの努力をしていかなければならないというふうに考えております。また、ご意見につきましても、市民の皆さま方からもさまざま頂戴するわけでございます。こういうことも踏まえながら、この点については努力をしていかなければならない、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、農業振興の施策につきまして、今ご質問の中でもございましたように、さまざまな今、農業者も形態がございます。また国の施策にいたしましても直接給付、もうこれまででしたら半分は国が持ち、4分の1は府が持ちというふうな形の中で、さまざまな情報が下りてきたわけでございますが、もう直接的に、短期間のうちに募集をされて、私どもが全然情報が入ってないというのも実は出てきておるといふ現状がございまして、私どももその情報収集といいますか、それに苦慮しているのが現実でございます。ただ、それぞれ情報を早期に受けて内容を検討してみますと、効果的なものもあるわけでございますし、こういうようなことにつきまして、これを実際に活用していただける市民の皆さん方に情報提供するという事は大事だというふうに考えております。この点については十分な配慮をしていかなければなりませんし、これもまた新たなシステム

ムの構築といえますか、こういうこともさまざまな農業施策に限らず、さまざまな点で構築していかなければならないと思っております。ご質問のお答えにはなっていないかと思えますけれども、今それぞれの施策の中で短期間で募集をされて、来年もあるんですかっていうと、いや来年はまだ分かりませんっていうような施策がもうたくさん出てきております。大変こういうような部分では即応性ということが重要になってきますので、この辺も課題であるというふうに認識する中で、それぞれ情報収集、そして、市民の皆さま方にお伝えする、早急にやるというふうな観点をもって、この各種の施策に取り組んでいきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

松尾武治議員。

**○議員（10番 松尾 武治君）** もう市長が自ら答えになってないという認められたんで、いた仕方ないと思えますけれども。「暮らしの便利帳」につきましては、事前に全く原課としては、この事業にいくらぐらい予算かかるのかとか、そういったことも全く調査もしておりませんし、全く認識のない中で相手の営業に乗っただけという判断を私はしておりますので、また、これは改めて委員会の中で聞きます。

それと、入札、解体物件の入札ですけれども、1回目に何か問題があったのかと、問題があるから2回目は変えられたんだという、今の市長の答弁から推測すると、そういうふうに答えが聞き取れます。その件につきましては、担当の部長のほうから内容について明確にお答えをいただきたいなと思っております。

それと、農業政策、国やら府の募集というか制度説明は、もう募集から2週間以内とか、ひどいものになったら1週間以内にもう申請せんなんという実態がございます。私もいろいろな情報で必ず私のメールには関係のそういうものが入ってきますけれども、行政のしている担当者としては、そういうメールが必ず入ってくるぐらいな、国なり府との連携をもってなければ私はおかしいと。一般の市民のほうが多いこと情報が入ってくるというようなことでは、やっぱりお粗末だと思いますので、内部的そういったこととの連携がとれるような、常日頃から行いをするように、これは答えいりません。要請をしておきます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

上原総務部長。

**○総務部長（上原 文和君）** それでは、松尾議員さんのご質問にお答えさせていただきます。指名委員会の委員という立場でもございます。また事務局の立場がございましてので答えさせていただきますけれども、まず、入札の1回目と2回目の違いということでございますけれども、これにつきましては、すべて指名業者選考委員会において決定をしたものでございます。まず、事業所の所在地の変更につきましては、これも先ほど市長からありましたように、入札の指名につきましては、工事1件ごとに指名委員会において

審議、決定することといたしております。1回目の入札を踏まえて、さまざまな意見を聞く中で、総合的に入札方法を検討した結果、その要件を1点目は変えたということでございます。

それともう一つは、1回目の入札につきましては、かなり低落札でありました。これは、住宅受託工事につきましては最低制限価格というのは設けておりませんでしたので、かなり低い額で落札をされました。この工事につきましては適正に工事は施工完了いたしましたけれども、このことを踏まえまして、今後の入札のあり方について指名委員会のほうで検討を行いました。低落札が今後も続くと予想いたしますと、いわゆるダンピングというのが進む可能性があると考えられます。ダンピングを防止をするためにも、この解体工事につきましても、安全管理あるいは粉じん対策、適正な処分経費等を鑑みますと、下限価格、いわゆる最低制限価格の設定が必要との結論を得ましたので、変更に至ったということであります。

以上でございます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

以上で、松尾武治議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は、1時15分とします。よろしくお願いいたします。

#### 午後0時01分休憩

.....

#### 午後1時14分再開

**○議長（井尻 治君）** それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、木戸徳吉議員の発言を許します。

木戸議員。

**○議員（2番 木戸 徳吉君）** 議席番号2番、公明党の木戸徳吉でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。質問に入ります前に一言申し上げます。210日を迎えた、この9月、時を合わせたごとく台風12号が四国・中国地方を通り抜け、その影響で近畿地方を中心に記録的な豪雨をもたらし、甚大な被害が発生しました。尊い人命が奪われ、多くの行方不明者が出ております。被災されました皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた皆さまに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福を心からお祈り申し上げます。また行方不明者の方たちの早期発見に努めていただきますよう、関係機関にお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。最初に防災に対する取り組みについてであります。ご存じのとおり9月1日は防災の日です。大正12年に発生した関東大震災を教訓に制定されました。1995年、平成7年には阪神淡路大震災が起こり、そして、この3月11日に東日本大震災が発生し、半年を迎えようとしています。今なお、多くの方々が被害に苦しんでおられます。また台風12号でも大きな被害が発生しております。南丹市にお

いても、いつこのような被害が発生するかもわかりません。被害を最小限に抑えらるとともに市民の防災意識を高めること等を目的に、10月2日に平成23年度南丹市総合防災訓練が実施されます。今年は、より一層の取り組みと意識の変革が求められるものと考えます。さて、ひとたび災害が発生したときには敏速な救助や支援が必要です。そして、的確な対応が要求されます。しかし、被害が甚大であれば、それもかなわぬことが多々あるかと思えます。そのようなとき、阪神淡路大震災の直後に兵庫県西宮市で開発された被害者支援システムがあります。東日本大震災の被災地でも導入が進み、円滑な罹災証明書等の発行などに役立てられています。このシステムは住民台帳と家族台帳、そして、被災状況という三つのデータベースを一括して管理することで、スムーズに罹災証明書等の発行業務につなげることができるものであります。同システムの導入には、高いIT能力がなければできないというものではありません。また職員がシステムの稼働の業務を担うことで導入コストがゼロであります。仮に民間企業に委託しましても、委託費は20万円から約50万円弱であります。新たな設備としては特に必要はなく、既存のパソコンがあれば十分に対応ができるものであります。今回の震災・台風の被害で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっています。そのために阪神淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた同システムを平時に導入、運用していくことが極めて有益だと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、行政組織についてであります。今春、市民の利便性を高め、市民ニーズに的確な対応を目指して、組織の見直しが行われました。市民福祉部の巨大組織が誕生しましたが、6課、職員約174名を一人の部長が管理し、なおかつ、決裁を求められておりますが、市民ニーズに的確に対応できているのかどうか、お伺いいたします。

また各部において、プロジェクトチームが設置されました。目的として、市がこれから進めていくべき重要な施策や抱えている大きな問題を真正面から取り組み、検討し、議論を尽くし、結論を導き出す専門的な体制を整えるため、施策推進、課題解決のエンジン役として、部内プロジェクトチームを設置するとあります。職務として市長が指定した、特に推進すべき施策及び解決すべき課題への対応となっております。体制は課長補佐が専任で、若干名の職員で構成されております。期間は平成23年4月1日より6ヵ月で継続も可となっております。現時点においては、まだ期間内にありますので、当然、結論も出ているものとは思っておりません。プロジェクトの概要を見てみますと、どれもこれも難題な課題ばかりであります。中でも企画政策部の「ものづくり実行プロジェクトチーム」は、そこに迫った国民文化祭を通じて、ものづくりの町を繋げていくアクションプランを策定するとあります。9月いっぱい結論を出し、即実行となるわけがあります。果たして、それがいいのかどうか、また他のプロジェクトの結論も即実行となるのかどうか、全体を通じて、その検討状況はどうかをお伺いいたします。

最後に、社会体育施設についてお伺いします。南丹市にはたくさんの社会体育施設が

あります。その維持管理も大変なものと理解します。中には指定管理で運営されているところもあります。その運営状況は適切に運営されているのかどうか、お伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、木戸議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目に、防災に対する取り組みにつきまして、ご質問をいただきました。先般、台風12号によりまして紀伊半島を中心に大変大きな被害が発生いたしました。台風被害においては平成になっていちばん大きいのではないかというふうに言われておられるわけございまして、一日も早い復旧・復興を願うとともに、被災されました皆さま方にお見舞いを申し上げ、また犠牲となられました皆さま方に心からのお悔やみを申し上げる次第でございます。この南丹市におきましても、9月2日22時59分に暴風警報が発令されまして、丸2日にも及ぶ9月4日の夕刻まで警報が発令されたという状況でございます。私自身も最近にはない長時間にわたる警報発令であったというふうに思っております。こういった中で、市内におきましては人的な被害はございませんでした。ただ、各地におきまして倒木等によりまして被害を生じておることも事実でございます。今この取りまとめを行っておるところでございますが、市内におけるそれぞれ被災されました、この点につきましては早期の復旧に全力を尽くしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。また、ご指摘のいただきました10月2日に総合防災訓練を実施するというので今、準備を進めております。昨日も関係の諸団体の皆さん方と一緒に、実施に向けての準備会議を開催いたしておったところでございますが、担当しております職員からは、大変皆さん方ご熱心にお取り組みをいただいておりますと、大変力強い限りであるというふうな話も聞いております。そういったことを認識する中で、私どもも今、市民の皆さま方が安心・安全というものに対する意識が大変高まっておる、そして市役所に対する、その対応についても強く要望されておるというふうな思いを今もっておるところでございます。先般の警報の発令時におきましても、さまざまな点におきまして運用上、課題がやっぱり散見できるということも事実でございます。こういった中で先ほども申しました、市民の皆さま方の安心・安全の確保のためにさまざまな点におきまして検討し、また改善していくということを進めていかなければならない、このように考えておるところでございます。ただいまご質問の中で西宮市が作成されました被災者支援システムの件でございますが、内容につきましては、ただいま議員ご質問の中でお述べいただきました、この内容につきまして、私どもも大変有効なシステムであるというふうに認識しております。今、この辺の具体的な内容について、今後、早急に検討し、また運営上の課題等につきましても検討する中で導入の可否について、早急に結論を出していきたいというふうに思っております。さまざまな点でまだまだ充足

しなければならない点あるわけでございまして、今後、さまざまなご指摘や、また、ご意見を賜る中で充実したものにしていかなければならないと思っておりますので、今後とものご指導、また、ご意見を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、行政組織の点についてでございます。4月1日付で組織再編を行いました。業務内容、また所管課を変更した点もありまして、市民の皆さん方に、半年近くは経過する中で馴染んでいただいていたというふうな思いが実感でございます。しかしながら、先ほどご質問の中にございましたような市民福祉部、部長とともに福祉事務所長を専任という形で設けたわけでございますけれども、これも4号庁舎の整備というのが東日本大震災の関係もございまして、その開設が遅れているという現実もございまして、このことについて早急に整備を進めていきたいということで、今、取り組んでおるところでございます。この点もまだ課題として残っておるというふうに考えておるわけでございますけれども、組織体制につきましては、基本的にはそれぞれの施策、また業務執行ができるだけ推進しやすい広角的・効率的な組織でなければならないというふうに原則的に考えております。こういった中で今回の組織再編におきましては、地域活力推進という部分におきましては行政区担当と地域振興担当というのが分かれておったのが一緒にしたということもございまして、繋がりがより地域と行政というのが親密になっておるというふうな効果が表れておるのではないかとこのように思っておるわけでございますが、いずれにいたしましても、それぞれの市民ニーズに的確に対応できるような業務推進ができる組織、これに心掛けていかなければならないと思っておりますし、4号庁舎の開設によりまして、今申し上げました市民福祉部がより機能を発揮できるように努力をしていきたい、このように考えております。

次に、プロジェクトチームの関係でございますけれども、資産活用、ものづくり、子ども未来、南丹ブランド、定住促進、下水道経営改善化、大変これ本当に重要な課題ばかりでございますし、また困難な課題ばかりでもございます。こういった中で、プロジェクトを立ち上げる中で専属のリーダーを配置しながら、今月末を目途に集約を今進めておるところでございます。具体的な内容につきましては、今、ご説明できるような段階までいっておりませんが、今後、延長するというようなことは考えておりません。それぞれ喫緊の課題もたくさんあるわけでございますし、今月末を目途に集約をしていく中で、それぞれの事業についての方向性を示していきたいというふうに考えております。先ほど、ものづくり実行というプロジェクトにつきまして、国文祭があるからすぐということでございましたが、国文祭の開催というのは目前にも迫っております。この辺は、これの実施につきましては実行委員会のほうで取り組みを進めておるわけでございますし、この国文祭の実施というのを一つのポイントと受け止めて、今後この分野においては、これを一つの飛躍台としていく、この中でもものづくりの実行ということをして市としての方向性を見出していきたいというふうに考えております。いずれにいたし

まして、さまざまな課題の中で抽出した六つの大きな課題でございます。それぞれ市の将来についての方向性を見出さなければいけないという課題ばかりでございますので、9月末で集約をし、それをいかにアクションプランとして実行していく、こういった方向性を早急に出していきたいというふうに考えております。また当然これが出した場合には、それぞれ課題についても検討していかなければならない点も出てくるかと思いますが、議員の皆さま方のご理解や、また、ご意見も賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** 木戸議員のご質問にお答えをいたします。

社会体育施設についてであります。社会体育施設は市民の方々にとりまして運動やスポーツを通じて、人と人とのコミュニケーションをうながし、絆や連帯感、地域の一体感や支え合う心を育む役割を担うなど南丹市における温かい地域社会を形成していく上でも欠かすことのできない施設であると考えております。社会体育施設の現状についてでございますが、市内にグラウンド等は14カ所、体育館につきましては5施設、プールは同じく5施設を管理しておりまして、昨年度1年間にこれらの施設でご利用いただいた方は延べでございますが、約15万4,000人にのぼっております。また、ご指摘のその管理運営ということについてでございますが、市民の方々や利用団体、さらには地元地域のニーズ等を勘案いたしまして、八木・美山地域における施設につきましては指定管理で、園部・日吉地域における施設につきましては一部、学校施設開放に伴う管理運営も併せて行っておりますことから、直営管理といたしております。いずれの場合におきましては現状につきましては、それぞれの状況に応じまして適切な管理運営を行っておるところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、各施設の今後のあり方を考えるにあたりましては限られた予算の中での、それぞれの施設維持管理、特に確実に老朽化が進行することに伴う財政的負担、その中で利用者の利便性をより一層向上させていくと、こういった課題があることも事実でございます。従いまして、今後の社会体育施設の管理運営のあり方につきましては、施設設置の目的であります市民の生涯スポーツの振興、地域スポーツの一層の活性化を図ることを念頭におきまして、市民の方々、利用団体等のニーズもしっかり把握をさせていただきながら、教育委員会として、より詳細に現状分析を行うなど、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（2番 木戸 徳吉君）** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず最初、被災者支援システムのことでございますが、今、市長からありましたよう

に検討していくということでございますので、それを受けたいと思いますが、参考に申し上げますと、システム導入について震災前には大変少なかったわけですが、この震災後、多くの自治体が申請をして、7月25日現在で震災後だけでも339の自治体がやっているということでございますので、それだけ各自治体で危機に対する取り組みが進んでいることと、このように理解します。そして、また一旦そういうことが起きたときに行政事務というのは大変やということを皆さんご存じの上で、そうして少しでも敏速に被災者に対応できるような思いで導入されたと思いますので、その点をよくお考えいただきまして、導入に向けて取り組んでいただきたいと思います、このように思います。

続きまして、2番目の行政組織についてでございますけれども、今お話ありましたように法務局の跡の4号庁舎が改築されれば、そこへ市民福祉部が入って一括的にできるということでございますので、一日も早く完成をしていただきまして、一貫した行政の市民に対する対応ができるように取り組んでいただきたいと思います、このように思います。

あと、プロジェクトチームですけれども、今、市長のご答弁では6カ月間で延長する意思はないということでございましたけれども、私の考えを申し上げますと、この市長もお話になられましたようにプロジェクトチームの検討する課題というのは、本当に南丹市の根幹に関わるような大変難しい問題ばかりだと、このように思います。各部で検討されるのが本当に、これが一つでも解決されれば南丹市の上では、もっと前進するのではないかと思います。逆に言えば、それだけ問題が難しいと思いますので、できれば半年間でそのチームを解散されても結構ですけれども、そのチームの責任者ぐらいは、そのプロジェクトについて最終的に責任をもっていただくような形で、何年間かかって、それが達成できるような体制を組んでいただかないと、任務が終わったさかい、それで私は終わりましたと、そして、よその部署へいくということやなしに、最終的に自分たちが組んだプロジェクトが完成して、そして、その結果、市民が良かったと言えるような組織にしていきたいと思います、このように思います。そして、皆さん、いずれは退職されると思いますけれども、退職したときに市民の方から「あのプロジェクトは良かった」と、そういったときに自分が「それは僕が在職しとったときにやったプロジェクトや」と言えるような行政マンとしての誇りのある仕事をできるようにしていきたいと思います。このいろんなアクションプランを起こすとかありますけれども、本当に難しいことばかりやと思います。4月から半年間、いわゆる専任をおいて、いえばそれだけ投資をして行われる事業でありますので、逆に言えば結果責任はちゃんともっていただかなければならないと思います。そうしないと市民としては納得がいかないと思いますので、そこら辺のことはしっかりと頭に置いていただきたいなど、このように思うわけでございます。

あと、1点だけ、これは言っているのかわからないんですけど、土木建築部の「定住促進プロジェクトチーム」について、私の考えを申し上げたいんですけど、住環境の整備とともに土地区画整理事業も積極的に取り組む中で、ソフト事業も含めた

市への定住を促進するためにアクションプランを策定するという事になっております。だから、いろんな事業をやって、それをもとにアクションプランを起こすということでございますけれども、今の経済状況等を考えますと、なかなか新しい所に土地を買って家を建ててというのは難しいと思います。一つ、私個人なりの思っていたことを申し上げますと、南丹市の職員が昨年の22年9月1日で435名いらっしゃいます。その中に、うち市内在住者が332名、76.3%、そして、市外居住者が103名、23.4%いらっしゃいます。ということは4分の1ぐらいの方が市外から南丹市の市役所へ通っておられると。いろんな事情があると思いますし、逆に南丹市におられて亀岡市に通ったり、京丹波町に通ったり、京都市に通ったりおられますので、それはなんとも言えませんけれども、できることならば、その職員の方ぐらいはと言うと怒られますけれども、方は、できたら南丹市に住んでいただいて、そして、地域と交わって交流を深めて、そして、南丹市を良くしていただきたいと思います。言えば、うがった言い方をしますと、住んでもいないのに、どうしてその市が良くできるのかということを、僕は個人的な思いがあります。だから住んでみて、ここが悪い、あそこが悪い、こういう制度が変えなにかんのかとか、実感するんですけども、そういうことができないと思います。できたら、そういう職員の定住促進を進めていただければ、それができないと思いますけれども、これから採用する若い方、その方には今度、結婚したときは南丹市に住むようにとか、そういうことを勧めるような施策をとっていかないと、広くからいい人材を集めるということは大事なことです。南丹市の中に限ると限られてきますので、人材を広くから集めて、なおかつ、その方が南丹市に住んでいただいて地域発展に取り組んでいただけるような、そういう定住促進の取り組みをやっていただきたいと思います。住んでいただければ税金等も増えますので、100万円入ったかて、その100万円が何百万という形で返ってきますので、そういうこともチームの中で検討していただきたいと思います、このように思います。

あと、社会体育施設についてですけども、大変申し訳ない、細かいことを言うわけですが、グラウンドについて限定してお話をさせていただきますと、八木と美山町は指定管理が入って運営をされておまして、先ほどありましたように日吉と園部は市が運営しているようでございますけれども、その中でグラウンドひとつの申込みをしたときに料金を納めるわけですけども、間が悪く当日キャンセルしたときに、天気でキャンセルした場合、雨が降った場合は当然、キャンセルということで場所が使えないのでお金は返ってくるわけですけども、キャンセルしたときにその使用料が返ってくる組織と返ってこないところがあると。それは正直言って市民の側から言うと、南丹市の同じ施設なのに使う場所によって、自分たちの都合で中止したときにお金が返ってきたり、返ってこなかったりするということは理解できないので、その点については改善をしていただきたいと思いますということと、できれば運動場ぐらいはもう、それだけ維持費もかからないと思いますので無料にさせていただいて、心おきなく使えるような状態に、そし

て、教育長が言われましたように健全な児童を育成するような、市民を育成するような施策を取り組んでいただけたらなと思いますので、この点もお答えをいただきたいと思います。

これで、2回目を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは答弁をいたします。

行政組織につきまして、それぞれ4号庁舎の早期開設につきましてもご指摘をいただきました。これからも早急に努力をしなければいけないと思っております。

次に、プロジェクトの点につきまして、ちょっと先ほどの答弁では私申し上げ方が行き届かなかったかもわかりません。プロジェクトを今それぞれ専属のリーダーを中心にアクションプランの策定に向けた取りまとめを進めております。9月末を目途にというのは、それも延長できるということになっておるんですけども、取りまとめについては9月末を目途に進めていきたいというのを基本にしております。ただ、それぞれ専属のリーダーの方が任命しておるわけでございます。当然このアクションプラン等につきまして今後どのような進め方をしていくのか、当然これは業務としてやっていかなければならない部分出てきますし、その取りまとめをする中で、今後の方向性、必要な場合には財政措置も考えていかなければいけませんので、このリーダーの配置というのは当分の間は続けなければいけないと思っております。また今後そのような結果を受けて、それぞれの施策をどのような形で具現化していくのかということが、これからやっていかなければならない、まず課題になってくるというふうに思っております。こういった中でのそれぞれのプロジェクト、大変おっしゃっておるとおり、厳しい課題ばかりでございます。また、こういった中でのこともありますので、そのような進め方の中で、進めて行くということが重要であるというふうに認識しております。

また、定住促進につきましてのご提言をいただきました。これは実は古くて新しい問題といってもいいのではないかと思います。市役所の職員、当然、市の中に住んで、また、もう一方では広い範囲の中から採用すべきであるというふうな論点もあります。おっしゃるとおり、そういったご意見も以前からも私ども承知しております。もちろん私の思いとしてもできる限り市民の皆さん方との交わりの中で、それぞれの職員が成長していただく、そして、また課題解決につきましてもやっていただくということは大変有意義だというふうに認識しております。ただ、居住の要件というのは、さまざま事情があることも事実でございますし、まさに居住の自由ということになりますと、基本的人権の分野にも関わる問題でございます。強制はできないわけでございますけれども、ただ、市外に居住する職員はそういうふうなご意見、状況があるということ認識していただいた上で、さらに職務に精励をしていただくというふうな思いももっていただかなければならない、このように考えておるところでございます。いずれにいたしましても、

その居住要件というのは難しい問題ではございますけれども、職員それぞれが、私も含めてでございますが、そういう意識を忘れることなく、さらに責任を自覚し、日々の行動をしていくということが大事であるというふうに認識しております。大変貴重なご指導をいただきまして、ありがとうございます。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** グラウンド使用にかかるご質問でございますが、グラウンドに限らず、市の社会体育施設につきましては、その使用、利用にかかる取り扱いは全て規則に基づいて、どの施設においても規則に応じた対応を行っているというふうに、私は認識をいたしております。仮にそうした取り扱いの差異があるということでありましたら、その実情をしっかりと調査をさせていただきたいというふうに考えております。なお、その際、さまざまな状況の差異ということもございますので、そういった点も含めて、議員ご指摘の事柄が事実としてあるかどうかも含めて、調査をさせていただきたいというふうに思います。

なお、使用料、利用料についての減免措置ということでございますが、現状におきましても私どもの基本認識は、一般の方々、市民外の方々に比べて市民の方につきましては半額の減免措置を現にとらしていただいているという、そういう認識でございます。ただ、さまざまな利用者、団体、市民の方々の声も踏まえまして、今後のあり方については現在も検討中ということでございますので、議員のご指摘も含めて、今後さらに検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（2番 木戸 徳吉君）** それでは最後に、今、市長ありましたようにプロジェクトチームにつきましては責任者は今後とも、その業務にあたるということで理解させていただきました。半年間かけて検討されたことがいい方向で進めていただけるように取り組んでいただきたいと、このように思います。

あと、社会体育施設のことですけれども、指定管理者が入っておるところ、また入っていないところ等があります。それで指定管理を入れたことがいいというようなことを平成21年度の事業報告書で社会教育課が出されております。それでそういう、できたら指定管理が入れられるところについては、どんどん入れていただいて利便性を向上していただくことと、仮に使用料等が無料になった場合には、指定管理のところにはそういう使用料が入りませんので、それを見込んでの指定管理料と理解しますので、逆にいえば使用料が入らなくなれば、指定管理に対しての価格をその分ある程度、年間の平均をとっていただいて、あげていただくというようなことは考えていただかなければならないと思います。これからだんだん少子高齢化になってまいりますので、そういう施設で

本当に子どもたちが喜んで、安心して親御さんも安心して気軽にできるような施設を運営していただきたいと、このように思います。今までゲートボール場等でたくさんの方がプレーをされておりましたが、最近は本当に草が生い茂って、使われなくなった施設がたくさんあります。グラウンド等についても、いつそういうことになるかわかりませんので、市民が安心して使えるような、喜んで使えるような施設運営を検討していただきたい、このように思います。

以上で、質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、木戸徳吉議員の一般質問を終わります。

次に、4番、大町功議員の発言を許します。

大町議員。

**○議員（4番 大町 功君）** 議席番号4番、丹政会所属の大町功でございます。ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思いますが、その前に一言申し上げます。先日の台風12号によりまして全国各地、特に紀伊半島の和歌山・奈良・三重県、3県には記録的な豪雨によって大きな被害が発生をいたしました。お亡くなりになられました方々に、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれました皆さま方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。本日は3項目について質問をさせていただきます。まず、はじめにるり溪の水質浄化についてであります。通天湖や下流域の水質浄化は、地域住民の長年にわたる強い願いであり、署名を付けて嘆願書を提出した経緯もあります。その思いを受け止めていただき、今年度の事業として水質悪化の原因調査、効果的な対策、水を抜いた時の影響を含め、専門的見解を受け、検討を進めるとして、京都学園大学に調査・研究が依頼されました。今までもいろいろと浄化の取り組みがなされてきましたが、どれも良い効果を見ることができず、今回の大学の調査に期待をしているところであります。1年間を通しての調査であり、現時点では経過途中ではありますが、これまでどのような調査がなされてきたのか、また今はどのような調査結果がわかっているのか、お伺いをいたします。

そして、これから秋、冬へと季節が変わる中で水温も、また大きく変化をしていきます。調査・研究内容にも、また変わるだろうと思いますが、今後どのような調査がなされていくのか、お伺いをいたしておきます。

また3月に発生いたしました東日本大震災のマグニチュード9.0という脅威を目の当たりにしたとき、今、地域住民は通天湖の堰堤本体の強度について強く不安を感じているところであります。東日本大震災においても池が決壊し、大きな被害が発生した地域もあります。昭和17年に完成し、築69年が経過、老朽化した堰堤は表面がはく離したところや水が出ているところもあります。当時の築堤の技術力もわからず、地震に対する強度にも不安があり、近い将来、東南海地震の発生も懸念される中、発生をすれば、この辺りも大きな揺れを受けて決壊し、大きな被害が発生するのではないかと、非

常に心配をいたすところであります。以前より、この件については質問もされ、京都府において検査もされて問題はないとのことでありますが、先日の台風12号で発生した洪水や土砂災害等、想定外のことが起こるのが現在であります。今一度、耐震調査をし、耐震化改修工事を府に強く要望することが必要であると思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、人権問題についてお伺いいたします。今年の2月14日に電話による差別事象が発生し、この8月10日にも電話による差別事象が発生いたしました。ともに市外に住まわれている方からだと思われまます。半年間で2件の発生は非常に遺憾で残念であります。2月の電話の内容は転勤による引越先を探す上で、同和地区を避けたいという忌避意識からの理由でありました。また8月の内容については、今、市の中で検証中であり、詳細についてはわかりませんが、戸籍を調べる中でその地域の実態調査、土地柄を聞くという内容であったようであります。連続する差別事象に対する市の対応については、南丹市人権問題に関する事象処理に関する要領を定め、迅速かつ適切な対応を行うためのマニュアルどおりに電話対応をしたが、差別につながることの指摘はできたが、氏名を聞くことや啓発まではできなかつたと報告を受けております。しかし、本当にそのときの電話対応に問題はなかつたのか、上司に電話を替わる前に、早い段階の会話の中で名前を聞くことができなかつたのか。また、この事象を教訓に今後どのように活用し、取り組んで市民への人権教育、啓発に繋げていくのか、お伺いをしておきたいと思っております。

平成14年3月までの同和対策事業により、多くの事業が実施され、物的な環境整備はおおむね完了できましたが、依然として就労・教育等における考査や心理的差別は解消されておられません。また人権問題は同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある方・外国人・インターネットでの書き込み等、日常生活の中で多くのさまざまな差別が知らないうちに発生しております。こういった同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、南丹市人権教育・啓発推進協議会におきましては、地域の推進委員さんや企業・団体の推進委員さんのご尽力を賜る中で、教育啓発の推進を図っているところであります。また行政においても市民講座を年3回開催されて研修もされております。しかし、研修に参加される方は一部の人たちであるように思われます。今後は参加していただけない方々にどのように情報提供し、人権尊重の理念を普及し、理解を深めていくかが課題であると考えます。特に今回の電話による差別事象は、市民ではなく、市外の方であると考える中で、どのように市外に向けて、しない、させない、許さないの人権尊重の理念を発信していくのが大きな課題であると思っております。そこで人権尊重の都市宣言をし、大きな看板や市のホームページを利用して、市内外に広く強く情報発信していく必要があると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、旧町章についてお伺いいたします。4町が合併して既に5年が経過し、既に町が消滅し、使われていない町章が今も所々にあるのが見受けられます。一つは八木の

バイオエコロジーセンターの施設に大きく町章と町名が書かれたままになっています。この施設は八木町時代に環境や畜産振興、バイオエネルギーの普及に設置されたものですが、しかし、今は南丹市の施設であります。先日、京都新聞の記事に、この施設の写真が出ておりました。そこには今は使われていない町章が大きく映っており、それを見て非常に残念に思いました。南丹市の施設でありながら、旧町のマーク、最近福島原発の事故を受け、新エネルギーが注目される中、先進的なバイオマス発電施設として注目され、他の自治体から多くの方が視察に来られる所でもあります。そこに今は使われていない町章があるのは、おかしいのではないのでしょうか、南丹市の市章に変えるべきと考えます。また園部町南大谷の府道長谷八木線と旧372号線、これは、今は市道になっておりますが、亀岡市との境にあります市の案内板が、どちらも旧園部の町章のままであります。片方は府の管理のものでありますので、府に対し差し替えるように要望していただき、市道については市の管理として変える必要があると思います。ちなみに他の3町の府道の境界も見て回りましたが、おおむね全て南丹市になっておりました。この問題は直接、市民生活に差し支えはないものの、看板は市の表札と同じであります。早急に変える必要があると考えますが、市長の所見をお伺いし、この場での質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、大町議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目、るり溪の水質についての課題でございます。このご質問につきまして、先ほどご質問の中でおっしゃっていただきましたとおり、西本梅地域の皆さん方から要望・要請をいただきました。大変住民の皆さん方の熱い思いというのを感じたわけでございます。こういった中で今回、まずはるり溪の通天湖、そして、その下流でございます溪谷の水質状況について調査を行う中で、効果的な改善策を講じられるようにという目的をもって調査をお願いをいたしております。まずは通天湖の下流における溪谷の岩石が黒褐色に変色しておるという現象があるわけでございますが、これにつきましては、二酸化マンガンを付着したというふうに見出しておるわけでございます。これもございまして、今回の調査におきましては、やはりこういうようなことをきちっと明確なものにしていかなければなりません。そして、科学的に調査をする中で改善策を検討していく、実施していくという思いで実施をしております。まずは、そういった中で通天湖とその上下流における不純物の水質測定、そして、植物プランクトンの既存量、どれだけあるかということを中心に調べております。具体的に申しますと、まずは通天湖の現状における面積、容積、深さ、それから、水の流れる速度等を調べる中で、その実態としての形態を明らかにする。これによりまして当然、貯水量を調べる中で、溜まった水がどのように時間の経過とともに変化していくのかというふうなことも明らかにしていくことになってくると思います。

次に、汚れの原因でございますけれども、汚れの層ができる期間、植物プランクトンの量でございます。それから、水深の深い所において不純物が水にどのようににじみ出ているのかというふうなことを把握するというふうな調査もいたしております。水質調査につきましては、通天湖の上流、また通天湖、そして、下流部に定点を設ける中で定期的に水をくみ上げながら、生物の育成に必要な鉄・マンガンなどの分析を行っておるというのが現状です。この頻度というのは月1回ということが、だいたいこれで経過的にやったら、だいたい明確なことが出てくるということですが、これから秋の間、臭いが出てくるというふうなこともご意見伺っておりますので、この時期につきましては頻度を高くして実施するということにいたしております。この調査につきましては年間の調査ということで、継続的な実施をしていただいておりますので、現在どのようになっておるかということは、まだ報告いただいております。1年間の経過を調査をしていただく、この結果として報告書を挙げていただく、また、この調査の結果を具体的に水質改善の改善策の提言をしていただく、このようになっております。まずは、この結果を待ちたいというふうに思っておりますけれども、それぞれ先ほど冒頭に申しましたように、関係住民の皆さま方の思いというのも十分に受け止めながら、この調査をいかに有効に活用していくか、努力をしていかなければならないという思いで取り組んでおるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、通天湖の堰堤の強度についてでございますが、ご質問でもお述べいただきましたが、平成21年度に府民公募型安心安全整備事業ということで応募をいただきまして、それに基づきまして京都府のほうで調査をされた結果が、損傷認められずという回答が出ております。ただ、今おっしゃったように経年しておることも事実でございますし、今後こういった市民の皆さま方のお声があるということも踏まえながら、京都府にも伝えていきたいというふうに思っております。それぞれ今の通天湖、そして、その溪流等の問題につきましては、まさに府立の公園として多くの皆さん方が利用されておる、また愛されておる公園でもございます。まず、こういう部分の中で京都府が管理していただいておりますが、やはり地元の市として住民の皆さま方のご意見をお伺いする中で、より良きものにしていかなければならないと思っておりますので、今後とも御指導や、また、ご協力を賜りますことをこの場をお借りして、お願いを申し上げます。

次に、電話によります差別事象の発生につきましてご質問をいただきました。本年2月14日、そして、8月10日、電話によりまして同和地区を照会しようとする人権問題にかかる事象が発生したわけでございます。ご質問の中でもございましたように、同和地区を調べて忌避をするというふうな悪質な差別事象であるというふうに認識しておりますし、私自身も大変許し難い行為であるというふうに思っております。こういった中で、先ほどご質問の中でもお述べいただきましたように、市のそれぞれ定めております形態の中で対応をとってまいりました。内容といたしましては対応した職員、人権問題に

関わる問題であるという指摘を先方に行い、啓発をしようとしたが一方的に電話を切られたということで、名前等もおっしゃらなかったという現実でございます。これは二つの件とも同じでございます。ただ、それぞれ私もそのときの状況というのは、詳細なやりとりも含めて聞きましたが、それぞれ職員の対応というのは、私はできる限りのことをやってくれたというふうに認識しております。こういった中で実際にこのような事象が発生したわけでございますので、発生直後、私をはじめ関係部長、そして、関係課長を含めた人権問題事象検討連絡会というのを設置いたしまして、事象の事実確認、対応策を協議いたしました。そして、市の見解をまとめる中で、法務局、京都府等にも連絡する中で、今後の学習資料というふうになるように、その資料の作成にも繋げていきました。その後、人権啓発推進委員の皆さんを対象とする研修を実施し、また職員に対しましては、これを教材として、それぞれの職域において、この研修も実施したところでございますし、また実はこういうふうな2件のやりとりの中で、本当にこの対応マニュアルというのを問題がないのか、この辺についても検討を進めております。さまざまな部分で実務的にどのような対応をするのかというのは、想定してないような中で、この電話のやりとりということになりますので、それぞれ電話をとった職員については大変難しい部分もあるとは思いますが、適用できるようなマニュアルを作成していく、また、それが啓発に繋がるようなことにしなければなりませんので、この点についても、今、マニュアルの徹底を図るとともに対応マニュアルについても検証を行ったところでございます。今後、市民の皆さん方に、どのように啓発していくのかというのが大きな課題であるというふうに考えております。私は、やはりこの部分、市役所のもつ責任というのは大変大きいと思います。ただ、市役所だけでできることではございませんで、人権教育・啓発推進委員協議会の皆さま方、そして、それぞれの市民の皆さま方のご意見も踏まえながら、今後の啓発活動の充実を図るための手段を検討・実施していかなければならないというふうに思っております。市民啓発につきまして、今ご質問の中でおっしゃっていただきましたように、研修とか講座とか、いろいろな形で教育委員会が実施したり、私どもが実施したり、人権教育・啓発推進協議会の皆さん方が実施していただいたり、各種の機関がそれぞれやっていただいておりますが、なかなか多くの人に参加していただけない、また拡大を図っていけないというふうなこともございます。しかしながら、こういった課題というのは継続的に地道に進めていく課題でもあるというふうに思っています。ただ先ほどの問題、これは啓発活動を広げていく中では問題であるというふうに思っております。いかにこの形の広がりをしていくのかというのも、効果的な啓発活動という部分もございますので、これも内部的にも、また人権協の皆さま方とも協議をしながら、改善に努めていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもこういった差別事象にかかる事件が続発しておるといふような現状は、誠に遺憾でありますし、我々まだ、このような人権問題が発生しているという原点に立ち返って、この対応について努力をしていかなければならない、こうい

う思いで今おるわけでございます。また、この点につきましては、市民の皆さま方お一人おひとりのお力添えや、また努力を賜る中で、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けての取り組みをさらに進めていきたいと思っております。今後とものご協力、また、ご指導も賜りますことをこの場をお借りして、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、旧町の町章の問題につきましてのご質問をいただきました。議員ご指摘のとおり、旧町はもう既に5年前に合併によりなくなったわけでございますので、当然この市章に取り換えるということが当然であるというふうに思っております。しかしながら、それぞれ財政的にこのことについてやっていくということが大変困難な状況でもあるわけでございます。当然、支障のあるものにつきましては改善していかなければならないというふうに認識しております。また先ほどご指摘のございました府道に表示されております町章につきましては、早期に取り換えてもらえますように京都府に要望していきたいというふうに思っております。また市道につきましても、この旧町章というのは先ほど申しました支障が生じる恐れがあります。この点につきましては、できるだけ早期に取り換えなければならないと思っております。先ほど市の表札だということをおっしゃっていただきました。誠に私も同感ではございますが、それぞれ更新する時期に変えていくということにせざるを得ないのかなというのが現状でございますので、どうぞ、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

大町議員。

**○議員（4番 大町 功君）** それぞれにご答弁をいただきました。

まず、るり溪の水質の問題でありますけれども、この水質浄化につきましては旧園部町の時からゴルフ場、それから自然の家、温泉、瑞専寺と、この4団体において水質浄化のための資金も積み立てられております。認識されていると思っておりますけれども、これも今、振興公社のほうで預かれておるわけでありますけれども、今後の調査の内容によっては、また、こういったものも利用できるものではないかなというふうに思っております。本当にこの問題は難しいものと思っております。大学のほうの結果待ちということでもありますけれども、結果が出た時点では対策に向けて、実施の努力をいただくようお願いをしておきたいと思っております。

また堰堤の安全性の件でありますけれども、京都府のほうで検査もされておると思っておりますけれども、先ほどの答弁の中には21年度の公募型に応募したが、それは却下されたということではありますが、この堤体における検査は、いつ頃されたのか認識されておりましたら、ご報告いただきたいと思っておりますし、また、それが安全であるというふうに聞いておりますが、それが書面として報告があったのか、それもわかっておれば、ご報告いただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

人権問題につきましては、私も微力ながら人推協に関わらせていただいておりますが、今後も再発防止にしっかりと人推協の広報紙「きずな」等も利用する中で、啓発していかなければならないと思っておるところでございます。しかし、先ほども述べたように市外に対して、どのように啓発していくのかが、これからの課題だと思います。先ほどの答弁の中には、市外に対しての情報発信に対する答弁がされておりました。それについて、ご答弁を再度お願いしておきたいというふうに思っております。なんとしても、行政としてもCATVだとかホームページなどを活用して強く発信していくのが必要だろうと思います。それにもやはり人権尊重の都市宣言をして、しっかりと大きく看板を掲げ、啓発していくことが大事だと思います。そのところ再度お伺いをしており、2回目の質問とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 答弁を申し上げます。

るり溪の堰堤につきましての京都府の対応につきましては、担当部長のほうから答えさせます。

差別事象に関わります対応の中で、今、提言をいただいております課題、まさにその市外の住民に対して、どのようなアピールをしていくのか、このことは大変難しい課題であるというふうに思っております。私ども、どうしても市内での対応というのが主になりますので、やはり京都府等関係団体との連携をどのように考えていくのかということのも一つの形だと思っておりますし、ただ、こういったことを進める上では人権協の皆さん方をはじめ、それぞれの市民の皆さん方のご意見も踏まえながら、ともにやっけていける体制づくりというのをしなければいけないと思います。市役所が一方的に決めたから、こうしてくれという形で、物事が進むような問題ではないというふうに思っております。先ほど申しましたように、私自身もまさにこのように断じて許されざる問題が生じておる、これについて改善をしなければならないということをお認めしておりますけれども、やはり皆さん方とともに力を合わせて、この問題解決に向けて取り組んでいくということが重要であるというふうに思っております。こういった中で、先ほどご提言のございました宣言につきましても、このような形を宣言する中でどのような形をもっていくのかというのは、ただ単なる宣言を發表するというだけでは何なりませんので、これを運動に、活動にどう繋げていくのか、この辺を十分に協議をしていく必要があるというふうに認識しております。いずれにいたしましても、この連続して発生する、また差別はがき、落書き等から申しますと、まさに頻発しておるという状況でございますので、このような現状を十分に踏まえる中で、今後の対応を市民の皆さん方とともにしていきたい、これが基本姿勢でございますので、今後とものご指導、また、ご協力をよろしくお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

井上土木建築部長。

**○土木建築部長（井上 修男君）** まず、通天湖の堤体のほうでございますけれども、これの管理者につきましては京都府ということになっております。従いまして、土木建築部のほうから、お答えをさせていただきたいというふうに思います。まず、堤体のほうの、堰堤のほうの調査でございますけれども、少しちょっと遡りますけれども、まず、平成16年に旧園部町と府の土木事務所のほうで、合同で点検の調査を実施されました。その段階で、確かに表向きも表面的な老朽化的なものは見られますけれども、強度等には特に問題がないというふうな、まず一つの評価がされているということでございまして、その後におきまして、平成21年6月でございましたけれども、地元からの要望によりまして、この堰堤のほうの補強をというようなことで、修繕をということで要望をいただいております。それに対しまして、まずは府民公募型というような事業で、それを修繕していこうという形で要望をさせていただいたところでございますけれども、府のほうで一定それを検証される中で、損傷的な形としては認められないという一つの判断をいただいているところでございますけれども、その後におきまして、やはり京都府におきまして、この施設につきまして目視程度でございますけれども、定期的な点検を行っていただく中で、のちにまた、今後とも府と、さらに市との連携によりまして見守っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

大町議員。

**○議員（4番 大町 功君）** 今の堰堤の強度について、16年に京都府で実施されたというふうにご答弁をいただきました。安全性には問題はないというふうな、今ご答弁をいただきましたが、それは府のほうから書面でもって返答があったのか、回答があったのか、町と一緒にやっているから一緒にもうそれで終わりやというようなことなのか、再度確認だけしておきます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

井上土木建築部長。

**○土木建築部長（井上 修男君）** 書面的なものという形で、最終的な検査内容という形での確認はいたしておりませんが、今までの経過書を見させてもらう中での対応ということで、報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、大町功議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時45分再開いたしますので、よろしく願いいたします。

**午後2時30分休憩**

## 午後2時44分再開

○議長（井尻 治君） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、山下澄雄議員の発言を許します。

山下議員。

○議員（8番 山下 澄雄君） それでは早速、行政改革、何度も何度も同じような質問ばかりをしておりますが、これは市民の声、必ずや行政批判のときに役所の働き方、働き方というものの批判というものが出ております。これは職員一人ひとりの対応もですが、システムそのものに対する批判というのもございます。このあたり、やはりこれからの国の財政も厳しく、災害復旧にも多額の費用がいる、そんな中で来年度の交付金の減少も取りざたされている時期に、去年と同じ行政をただ続けていていいのか、それとも、これからの厳しい財政状況に合わせた行政を進めていくのか、大変な岐路に立った時期であります。しかし、その危機感というものがあまり感じられない、これは議会の改革においても同じことであります。何も行政だけを責めるものではございません。議会自らも時代に合わせ、その必要な経費、必要なシステム、市民の声を通すシステムというものを考えていかなければ、市民から見捨てられる時期が来ているのではないかと、こういった考えでございます。市長は常々、大切な税金、1円たりとも無駄に使うことはないと言っておられます。確かにそうでしょう。ただ、市役所の目と市民の目、ここに大きな隔たりがございます。職員の皆さまは、これは行政しっかりと仕事をしていると自負されているとは思いますが、市民から見たら生活の何の役に立つんだ、これもう少し効率的にできないか、こういった声が聞かれます。こういった中で、いろんな委員会や会、事業を継続する中で取捨選択、いきなり捨てるというのがなかなか行政、今までのシステム、今まで培ってきた行政の中で、そういうことができる体質ではございません。横並び、前年並み、これが主流でございます。その中、やはり市民の生活になくはないものを1番、そして、これはあったほうが便利やなというような事業、これは一度休眠して、1年でも2年でも休眠して、それで市民生活に影響がなければ捨てていく、こういった手法をとらない限り、これからの一括交付金という方向に対応していくときに、自分たちの行政が自分たちで考えて、本当に市民がこれを必要としているか、これを考える時期ではないか、もし事業者であり自分の金であったら、こんな使い方をするか、こういう視点に立った行政というものをやっていただき、来年度の予算に組み立てるときに、これはちょっと待ってもいいのではないかとというものを一度休んでみる、こういった小さな勇気、改革には必ず勇気があります。決断もいます。これを今しておかないと、これからの地方自治体全部横並びというわけではございません。自治体による格差、これも容認していく世の中でございます。そうしたときにモデルのない改革をいち早くした自治体が生き残れる、それをやらない自治体は取り残されるという現実がもう迫っております。この年を契機に、もう一度行政を一から、自分たち一人ひとりがやっている事業を、本当にこれが市民のためなのか、ただ、中央行政が交付金

にひも付きでやってくる事業、これは致し方がない部分がありますが、これらを地方からも声をあげて、本当に市民生活の行政を進めていく努力をしていく時期だと思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、今年の8月でしたか、スポーツ基本法、これが制定されまして、以前はスポーツ振興法、昭和36年ぐらいに、たぶん東京オリンピックを目的とした費用を出すための法律であったと思われまます。これが時限の50年が過ぎ、スポーツ基本法というのが制定されましたが、スポーツは世界共通の人類の文化であるという制定をしております。そして、その中にいろんな自治体の役割、自治体の責務、こういうようなのが書いてございます。これに対し、これからの体育行政、レクリエーションスポーツも含めて、どういう変化があるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

次に、防災でございますが、先ほどもるり溪、通天湖の安全の質問がございましたが、今回の3月11日にも福島県の藤沼ダム、これが決壊をして8人、死者・行方不明を出しております。この地域におきましてもこのダム、絶対安全と言われておりました。しかし、現実的に崩壊をし、犠牲者が出ております。南丹市内におきましても、日吉ダム、大野ダムをはじめ、さまざまな貯水施設がございますが、これらの安全対策、目視点検だとか、そういうことはされておりますが、実際活断層の上にダムがあり、その下流で生活しておられる方にとっては、言葉に表せないストレスというものが必ずやございます。そんな中で、先ほどの通天湖のときにも水面平面とか容積を調査しているとあったんですが、これらのできた時点で湖水面積・容積は出ておるはずと思うんですが、ほかの八木町の神吉の池だとか、こういうところの容積とかをちゃんと把握してあるのか。そして、もし、それらが何らかの事情で崩壊したときに、その流域面積、これらが想定、計算ができているのか、こういうことを伺いたいと思います。

質問席での質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、山下澄雄議員のご質問にお答えいたします。

まずは行政改革という課題につきましてご質問をいただきました。議員、現状についてご質問の中で述べられた今の状況、また近い将来の状況、私は、まさにそのような時期にあるというふうに認識をいたしております。今そういった中で、市民の皆さん方の目線に沿った行政が行われておるかという大変厳しいご質問であろうと、ご指摘であろうというふうに思っております。即ち私どもも、今、先ほどの官民協働というご質問の中でも申し上げたところでございますが、多様化し、高度化する市民ニーズの中でそれに的確に対応できる、これが今、行政に求められておる部分だというふうに思いますし、また、こういった中で限られた財源、これを有効に効率的に活用するというのが一つの大きな視点であるというふうに思っております。こういった中で私どもも、そのことをどう具現化していくのかという部分の中では、行政評価制度というのを導入してまいり

ました。また内部評価によりまして事業貢献度評価、また施策、それぞれの施策についての評価を加えてまいりました。そして、外部の有識者による客観的に外部評価をしていただくというようなことを進めてきたわけでございますけれども、こういった中で施策、そして、事務事業の見直しのしくみづくりをつくってまいりました。ただ、これが今、効果的に反映されておるかという、なかなか難しい課題もあります。これも、もう率直に認めなければならないと思います。ただ、現状やこれからの状況を考える中では、やはりしっかりとその評価に基づいた事業のスクラップアンドビルド、これを敢行していかなければならない。また大変難しいことではあります。実施をするのは比較的容易い、しかし、廃止をするというのは大変困難も伴うことも事実でございます。しかしながら、今の現状を考える中では、しっかりと評価をする中でこのスクラップアンドビルドを行う中で、これからの行政、まちづくりを進めていかなければならない。基本的には、まさにその部分が今は大きな課題として横たわっておると思います。そういった中で長期的に見た場合に、私どもの抱える大きな課題としての六つのプロジェクトということで、今回プロジェクトチームを組みまして検討をしておるわけでございます。また、こういった中で、ただ単に事業を広げるということだけではなくて、この取捨選択という部分をどのように反映していくのか、この辺もこれから来年度予算編成に向かっても大きな課題であるというふうに認識しております。今日は基本的な立場、基本的な論点についてのご質問をいただいたと思っています。こういったことにつきましては、まさに私も大きな課題のある中ではございますけれども、これを困難であっても進めていかざるを得ん、というのが本意でございますので、今後とものご指導、また、ご協力も賜りますことをお願いいたします。

次にスポーツ基本法、詳細につきましては、また教育長のほうから答弁がありますけれども、私も今回のスポーツ基本法になりましたスポーツ振興につきましても法律の制定というものは競技スポーツ、そして地域スポーツというのを推進の柱にしていくという形に変わったと思っております。こういった中でのスポーツ振興、これは市民の健康増進やまたまちづくりや人との交流、こういったことも観点に含める中で、施策を講じていかなければならないと思っております。このことももちろん市長部局、教育委員会部局、それに併せて各種のスポーツ団体をはじめとする市民の皆さん方との連携を強めていく中での施策を進める、こういった方向性になるかというふうに思っております。大変これ基本法でございますので重要な意義があると思います。これからどのように枝葉を付けていくのか、また南丹市内において、どのような取り組みをしていくのかというのは力を合わせて、競技団体等の皆さん方も、このような理念に立って進めていく必要があるというふうに認識しております。

次に、日吉ダムの安全性につきまして、また溜池等の安全性につきましてのご質問をいただきました。これにつきましては、当然、ダムにつきましては河川法の適用を受けておりまして、河川管理施設等構造令によりまして安全性の確保が図られておるわけで

ございます。十分な耐震性を有しておることが確認されておるといふうに一般的には聞いております。また個別の問題としまして日吉ダムの問題です。これにつきましては亀岡断層、殿田神吉越畑断層、この部分との問題、このことについては私も記憶があるんですが、平成7年の阪神大震災、これの際に大変この問題が話題になりました。今きちっとした資料をもっていませんが、その直下にはない。それに基づく中で十分な調査もされ、また、その阪神大震災以降の得られた新しい知見を基にされまして、耐震性の照査を行っておられるというふうにお伺いいたしておりますし、また今回の東日本大震災で得られたデータも収集して、これを反映していくという努力も、日吉ダムさんのほうでされておるといふうに聞いております。こういった中では、私どものほうも常に日吉ダムの管理所とも連携をとっておるわけですが、一度そういった内容についても職員も一回勉強会と申しますか、具体的なこともちょっとお伺いするというふうな計画も今しておりますし、先ほど申されたような、やっぱり安心・安全の部分というのをいかに確保していくのかというのは重要なことでございますので、我々もそういう努力をこれからもしていかなければならないと思っております。

次に、溜池でございますが、南丹市においては125カ所の溜池があります。これは京都府において溜池の調査、診断が毎年実施いただいております。こういった中で、それぞれ危険性の高い池をはじめとする防災マップを作成を今いたしておるところでございます。そういった中では安全管理のために、溜池の管理者の記入も含めて、溜池台帳の整備を進めておるといふような内容でございます。それぞれ危険度の高い場所から改修を進めていくという基本方針でおるわけでございます。具体的にこれからどのような形の中で進めていくというのは、この防災マップも作成する中で、順次進めていかなければならない、このように考えておるところでございますが、先ほど申しましたように京都府による調査、診断が実施される中で、この対応について進めていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、この安全性の確保というのをこれからも努力が必要だといふうに思っております。もちろん管理をしていただいております関係者の皆さま方とも連携をとりながら、市としても努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** 山下澄雄議員のご質問にお答えをいたします。

スポーツ基本法の対応についてであります。50年前制定のスポーツ振興法を全面改正をいたしまして、本年8月24日に施行されました。このスポーツ基本法は、先ほど市長答弁にもございましたようにトップアスリート支援だけではなく、地域スポーツの活性化をスポーツ振興のいわば両輪と位置づけております。加えまして、新たにその第2条に、基本理念として、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権

利であると明記されておりますし、障がい者スポーツに対する支援規定などこういった規定が設けられたところに大きな意義があると認識をいたしております。本市教育委員会といたしましては、この法改正に伴いまして一部規則等の改正を要するところもございりますが、現在行っております事業等の内容につきましては、これまでから地域スポーツの活性化と市民スポーツの振興という観点を重視いたしまして、体育指導員の皆さんによる身近に親しめるスポーツの普及活動、あるいはスポーツ教室の開催、市の体育協会を通じました各種競技団体への助成、さらには、青少年健全育成を勧めていただいておりますスポーツ少年団への支援等を行ってきておりまして、これらの取り組みの方向性につきましては、この法の理念・趣旨に合致したものであるというふうに考えております。また同法第17条には、基礎的条件の整備といたしまして、学校における体育の充実が挙げられております。この点につきましては体育施設設備の充実を図るとともに、新学習指導要領の目標と内容に照らしまして、より充実した学校体育となるよう部活指導も含めて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。今後につきましては、議員ご指摘のとおり、本基本法は国のスポーツ基本計画の策定を受けて、地方公共団体にも地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するということが規定されておりまして、併せて、スポーツ推進計画を地方公共団体の立場で策定する努力義務も課せられておりますので、今後こうした国の動向、あるいは京都府の動向の見定めながら、本市におけるスポーツに関する施策推進のあり方について、教育委員会の立場で市長部局、あるいはスポーツ関係団体とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 市長から答弁漏れがありますので、報告いたします。

**○市長（佐々木 稔納君）** 先ほど答弁の中で、るり溪の通天湖のことにつきまして、今さら容積とか、面積とか測ったのかというようなご指摘もございましたが、当然、今の施設としての面積なり、深度なり、容積というのは把握しております。ただ、その中で先ほど申ししたのは、その辺を実測する中で下に溜まっておる堆積、それから、その水の流れというのを確認するということが主目的ですので、まずは、その現状というのをまずそこで把握するというのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、溜池につきましてはそれぞれ対応をしておるんですが、これは担当部長のほうから答えさせますので、よろしくをお願いします。

**○議長（井尻 治君）** 神田農林商工部長。

**○農林商工部長（神田 衛君）** 溜池の関係でございますけれども、先ほど市長から答弁がありましたように、南丹市内で大小125カ所の溜池があるわけでございますけれども、それぞれに台帳を整備しております。一応、内容としましては規模、構造、貯水量とか、貯水面積も記載をしておりますし、あと、それから受益の面積、戸数、それから

先ほどございましたように、想定被害の面積と戸数というのも台帳に一応掲載をしております。想定被害につきましては面積なり、それから戸数を記載をしております。その中で特に危険度の高い、一応、ABCぐらいの3ランクに分けておるんですけども、Aランクを中心に被害の防災マップと言うんですかね、さらにもう少し細かな状況で、例えば被害があったときの連絡経路とか、それから水の流れ、それから避難場所、そういったものの防災マップを今、緊急度の高いものから作成中ということでございます。

以上です。

**○議長（井尻 治君）** 以上、答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（8番 山下 澄雄君）** 行政改革、来年度の予算から見えてくるものがあれば本当に嬉しいんですが、また来年、年を明けてものぼり立てたり、ティッシュ配るだけの事業をやっておるような委員会があるというようなことでは、どこが改革なんやという声はまだ聞こえてきますので、市民の目から見て、本当に仕事をしておるなという、わかる改革をお願いしたいと思います。

それと、スポーツ振興に関しましても今女子サッカーなんかで人気があがっておりますが、昨日たまたまパープルサンガのゼネラルマネージャーの祖母井さんの話を聞くことがあって、日本のスポーツというのは私も反省なんです、少年スポーツなんかも勝利至上主義で、勝つためには練習の段階においても体罰やとか、人権を無視する言葉とか、それとジェンダー、女性に対する配慮がなかった、こういうスポーツの歴史をもっていると、こういうことも言われ、確かに少年スポーツの指導のときに試合のときなんかにも反省すべき言動をしていたことも、自分たちも反省しておりますが、そういう高校や中学校のクラブにおきましても勝利至上主義で、体罰はもちろん人権を無視したような練習方法、こういったことがあってはスポーツ本来の目的である文化という部分が抜け落ち、軍事教練の予備軍のような部分があったことを反省しながら、やはりスポーツが人類の文化に寄与するという動きをやっていただきたいと、こんなふうに思うわけでございます。

それと、溜池、これなんかもこれからのマップしていただくのはいいと思います。それと日吉ダムとかは、やはり恐怖心をあおるとかいう問題ではなく、住民の知識として、もしこれが崩壊したときにはどの地域まで水がくるんだよと、こういう知識として知るべき、これがない限り、原発も安全、安全と言われながら今、事故が起こってからこういうことに走っている。ですから、全て知るという安心感、このためにもいろんな情報を提供していただきたい、これをお願いいたします。

それと、スポーツ、行政改善、職員にしわ寄せしたり、公共投資が落ちるだけというのでは、あまりにも行政改革にはならないと思います。職員の皆さまも最近、行政改革によって萎縮している部分が、特に合併5年というこういう時期かもしれませんが、十分に遊ぶときは遊べる、こういったスポーツを楽しめる環境というのは職場においても

ライフアンドワークバランス、これが果たせる環境づくり、これなんかにも努めていただきたいと思います。

以上で、質問終わります。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、山下澄雄議員の一般質問を終わります。

-----

**○議長（井尻 治君）** 本日は、この程度といたします。

明日9月8日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞でございました。

**午後3時12分散会**

---